

1 議事日程(第2号)

(令和6年第4回久山町議会9月定例会)

令和6年9月3日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	阿部文俊	2番	久芳正司
3番	阿部哲	4番	本田光
5番	末松裕	6番	阿部恒久
7番	山野久生	8番	荒巻時雄
9番	佐伯勝宣	10番	只松秀喜

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

8番	荒巻時雄	9番	佐伯勝宣
----	------	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

町長	西村勝	副町長	佐伯久雄
経営デザイン課長	小森政彦	会計管理者	横山正利
上下水道課長	平尾勇	福祉課長	稲永みき
都市整備課長	大嶋昌広	税務課長	川上克彦
総務課長	久芳浩二	町民生活課長	井上英貴
産業振興課長	阿部桂介	教育課長	江上智恵
健康課長	亀井玲子		

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長	篠原正継	議会事務局書記	淀川裕和
--------	------	---------	------

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

3番阿部哲議員、発言を許可します。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 3番阿部哲でございます。よろしくお願いいたします。

今回、3問の質問をいたします。

まず、全国学力テストの結果及び内容について。

次に、久山町都市計画マスタープランについて。

3番目に、草場住環境整備及び空き家対策について質問をいたします。

まず、1問目でございます。

全国学力テストにつきましては、毎年私が質問をしておりますが、新聞等で発表されて、久山町がどの位置にあるのかというのが、町民の方の関心ではなかろうかと思っております。

そこで、今年4月に実施された小学6年と中学3年生の計8万人が参加しました県内の全国学力・学習調査の結果を、県教育委員会は7月29日に発表しました。中学生の数学は2年ぶりに全国平均を下回りましたが、一方小学生の国語と算数、中学生の国語では全国平均以上でございました。

そこで、1番目の質問でございます。

全国の結果では、中学国語の平均正答率は58.4%で、前年度の70.1%から下がって、記述式での正答率が低く、目的に応じた表現力が課題だと分析されています。算数、数学でも記述式の正答率が低く、データを基に数字や言葉で説明する力を身に付ける必要があると考えています。

そこで、久山町での結果、そしてまた状況について質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方からですね、回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果の公表につきましては、国や県から公表を制限されている内容もございますので、お答えできる範囲内で回答させていただきます。

まず最初に、今年度の久山町の小・中学校3校の結果を総合的に申し上げますと、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学全て、全国そして県の平均を大きく上回り、大変よい結果でございました。特に、小学校はかなりよい結果でした。また、教科で見えていきますと、小学校の国語、中学校の数学に至りましては、全国平均を10ポイントほど上回っております。10ポイントという数字でございますが、あまりぴんどこないかもしれませんが、福岡県と秋田県や石川県といった全国1位の都道府県との正答率の差は大体4ポイントです。市町全体の結果が全国や県の平均を10ポイント上回るということは、かなりすごいことと言えらると思えます。

次に、ご質問いただきました記述式問題に対する本町の成績でございますが、中学校国語の記述式問題の平均正答率は、全国が45.4%だったのに対しまして、久山町は48.8%でプラス3.4ポイント、中学校数学につきましては、全国が29.3%だったのに対しまして、久山町は37.3%の正答率でプラス8ポイント、小学校国語では、全国が64.6%だったのに対しまして、久山町は73.6%でプラス9ポイント、小学校算数では、全国が50.9%だったのに対しまして、久山町は56.5%でプラス5.6ポイントという結果で、本町は実施された全ての教科で記述式問題は全国平均を上回る結果でございました。本町の学校は、全ての教科で話す力、書く力、話し合う力など、表現力を鍛えること、そして読書活動の推進にも力を入れております。こういった取り組みの結果が出ているのではないかと考えております。

学力・学習状況調査の結果につきましては、久山町の小・中学校は近年よい結果を残していますが、今年は特によい結果だったと言えます。福岡県教育委員会の方からも、久山町の学校は子どもたちが素直で大変落ち着いている、そんな落ち着いた教育環境の中で学習ができていることが結果に表れていますねというようなお言葉もいただいております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） ただ今お聞きしまして、素晴らしい結果だと思っております。これは、久山町が単独で行っております補助教員の手当て、それから補助教科教員の手当て等の結果と併せて、本を読むいろいろな機会をつくっているということではなかろうかと思

っております。

では、次に移ります。

久山町の児童・生徒のレベル、今全体的にはいいということでございましたが、生徒のレベル的には、A、B、C、Dに分けまして分析した結果はどうなっておりますでしょうか、質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

学力につきましては、層別にその学校や地域の学力状況を見る見方といたしまして、四分位分析というものがあります。四分位というのは、漢字で「四」と「分」、それから位置の「位」と書きまして「しぶんい」と読みます。学力の向上、授業の改善につなげるために、学校は学力調査の結果が国から返ってきまして、必ずこの四分位分析を行うように指導がっております。四分位分析は、子どもたちの成績を正答数の高い順、回答率の高い順からA層、B層、C層、D層という四つに分けて分析する方法でございます。A層、B層が多くて、C層、D層が少なければ、学校としての結果は当然よくなります。小学校、中学校によって、また国語、算数、数学によって結果に違いがありますので、一言ではまとめられませんが、久山町は成績の厳しいD層の子どもたちが全国と比べますと極めて少ないという結果が出ております。つまり、勉強が分からないと感じている子どもが少ないということです。今回、久山町の成績が非常によかった理由というのは、ここにあります。D層の数値だけ申し上げますと、中学校国語では、全国では18.9%がD層だったのに対しまして、久山町は8.4%、中学校の数学では、全国のD層は20.3%だったのに対しまして、久山町は7.2%、小学校の国語では、全国が24.6%の子どもさんたちがD層だったのに対しまして、久山町は9.9%、小学校算数では、全国の20.1%がD層だったのに対しまして、久山町は12.6%という、圧倒的に少ない結果が出ております。これは先生方が、勉強が面白くないというような子どもたちを増やさないように、楽しい授業づくり、分かりやすい授業づくりを日々行っていますことや、町が雇用しております学習支援員の先生方が低学力の子どもたちをサポートしたり、少人数学習を充実させていたりすることなどが理由として挙げられると考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 本当に素晴らしい数字、また結果だと思っております。十数年前に、久山町の状況的に、昔は通知表では1から5まで5段階の中で、フタコブラクダということで、1、2、それから4と5が多くて、3が少ない形がありました。その中で、どうし

でも平均点を上げるためには、1、2の子どもたちを上を押し上げて3に持っていくという、そのために久山町では単独で補助教員、それから補助教科教員等の検討を進めてきております。その結果が出たのではなかろうかと思っております。そういうことで、昔で言うフタコブラクダがヒトコブラクダ、1、2から、3が一番多くて、4、5になっていくという数字的な形になっていっているんじゃないかならうかと思っております。今後とも、いい成績となりますように、なお一層努めていただきたいと思います。

次に移ります。

2問目、久山町都市計画マスタープランについて。

都市計画マスタープランは、久山町が目指す都市像である、だれもが生き生きと暮らせる「健康田園都市」の実現を都市計画の視点で具現化し、農業と都市との共生のまちづくり、町民主体のまちづくりの指針となるもので、令和4年度の都市計画基礎調査から都市計画マスタープラン改正素案が作成されていると思います。

そこで、今回の見直しの都市計画マスタープランの方針、改善点などについて質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今、議員のマスタープランの方針、改善についてということについて、まず基本的には今回の都市計画のマスタープランの見直しについては、第4次久山町総合計画に基づいて策定し、総合計画で掲げているまちづくりの基本理念である「健康を真に実感できるまちづくり」を踏まえ、久山町が目指す都市像である、だれもが生き生きと暮らせる「健康田園都市」を都市計画の視点で具現化していくというのが基本的にあります。議員のおっしゃるとおりだと思います。それを踏まえ、具体的に、今回の分につきましては、都市計画のマスタープランの作成方針については、前回の見直しと同様、4点に主眼を置いています。

1点目が、都市計画の目標、指針を策定し、久山町が目指す将来像を共有します。

2点目、地域特性に応じたまちづくり構想を策定し、それぞれの地域が目指すものを明確化します。

3点目、住民参加による計画づくりに努め、地域住民主体のまちづくりを推進します。

4点目、各種部門計画と連携を図り、行政の総合的な取り組みを推進します。

これらの四つの方針に基づきながら、令和4年度に行った都市計画基礎調査のデータとなる部分の修正や、今の状況に合わない箇所等の修正をまず行いました。全体的な土地利用方針については、大きな変更はありませんが、地域別の土地利用の線引きについて修正等も加えました。議会の方で私の方も以前お答えさせていただきましたが、沿線沿い等で

すでに農地が資材置場になっていたり、実際そういう場所が多くなってきていますので、そういうことについて考えて、変更等を今回行っております。例えて言うならば、主要地方道県道筑紫野古賀線と県道福岡直方線沿いについては、第1種住居並みの土地利用が図れるような土地利用方針を明記するというようなことについても、今現在行っております。

以上が大きな改正点になります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 都市計画マスタープランの中で、今4部門的に将来像を目指すということですが、久山町の将来像というのが、基本的には都市と農業を共生させるという形になろうと思うとですよね。ですから、どうしても福岡市側が開発して、そこである程度の税収を上げて、そして農地、山を守るという形になってこうと思うとですよ、久山町の自然を守るためには。ですから、それをもう少し具体的に、町民の方に分かりやすくするような都市計画マスタープランにしてほしいなと思っております。そういうことで、県道沿いは第1種宅地ゾーンという形で言われましたけれども、その分がどうしても、県道筑紫野古賀線から福岡市側についてはどうしても都市化するという形であると思いますので、今現在ある下山田の登り尾工業団地周辺、また新宮町境、そしてまた県道猪野土井線の福岡市側につきましての、もう少し開発できるような形、そして深井交差点から下側ですね。だから、中途半端なまちづくりの形でありますので、特積みあたりはできますけれども、普通ではできないとか、そういう形で、形上はありますけれども、そういうことの進めをなおしていただきたいと思えますし、もう一つは、地権者の意識的なものですね。地権者の方がどうしても農地が欲しいという場合ですと、農地をどこかのところと替えてもらって、ある程度統一化するとか、そういう方向での考え方等の中で、まちづくりの都市計画マスタープランに進めていっていただきたいと思えますが、その辺につきまして回答をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 久山町は、今教育委員会の方の報告もありましたが、私は自然環境というのが落ち着いた子どもたちをつくっていく、そういう環境が学力等にもつながってくる面はかなり大きいんじゃないかと思えます。それで、自然を残していくということは、ある程度久山町の方針としては、農地、また森林を守っていくというのは変わりありません。ただ、今議員がおっしゃるように、どうしても農地として活用が難しい、もしくは税収として捉えなければいけないという部分については、やっていかなきゃいけないという

のは基本にあると思います。それで、その税収で上がったものを農業、林業に回していくというのが次のステップだというのは、議会でもお話をさせていただきました。ただ、軸として、その軸を基本に考えていかないと、自然というのは守られないということになっていくと思います。それで、やみくもに、これだけ久山町のニーズが高くなれば、当然開発の意向も大きくなると思います。ですから、そういう面で考えると、めりはりをつけていくためには、その路線をしっかりと打ち出していくということは大事だと思います。

ですから、そういう形でやっていきたいと思いますが、町民の皆さまにそれをどう伝えるかというのは、概要版がやはり一番大事なところになってくるかと思っていますので、今みたいな議員のご質問、そして私の回答について、概要版の方を町民の方にできるだけ分かりやすく伝えていきたいと考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そうですね。都市計画マスタープランの概要版、これは前回の分ですけども、もう少し町民に分かりやすく、また図面ではある程度ありますけれども、言葉で少し図の解説とか、そういうのも含めてしていただければ、町民の方も分かりやすいんじゃないかと思っていますので、その辺はよろしくお願いします。

続きで、次に久山町の道路の玄関口であります古賀市、新宮町からの大谷信号機の交差点、それから福岡市の下山田交差点、深井交差点、中心的な久山の交差点、直方、宮若市からの山の神交差点、そして篠栗町からの東久原大浦地区交差点の修景的なもの、それからゲート空間の考え方および今後の進め方について質問をいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今の議員のご質問の内容につきまして、都市整備課長の方からまずご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

見直しを行っている都市計画マスタープランにおいても、沿道の魅力をつくる区域として、田園環境と調和した沿道景観を形成することとしています。また、道路の交通体系の方針では、環境共生に配慮した道造りとして、道路植栽などの周囲環境と調和した道路空間の形成に努めることとしております。

現在ある具体的な修景施設としては、深井交差点に位置している久山町のシンボルゲートサインや、ツツジ等の植栽が挙げられると思います。そのほかの交差点につきましては、特段修景施設はありません。というところです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） やはり、都市計画マスタープランの中で位置付けをまずはしていただきたいと思います。前回でも位置付け的にはあるようでございますが、何か中途半端な形でございます。ですから、交差点の位置付け、ここの交差点についてはこういう位置付けとして、将来的にはこういう形を構想するとか、そういうこと。それからまた、その用地、それからその周辺の土地の確保、また山ノ神においては、旧県道と新しい県道との払下げといいますか、旧道の形が入り組んだ形で、まだまだ整備はなっておりません。また、その中でJRのバスの転換場とか、いろいろな形の交差点としては、やはり町としての玄関口ではおかしいんじゃないかなと思うんですよね。ですから、そういう形を、最終形はどういう形ですか。また、デザイン的な統一性を、久山町の玄関口、ああ、久山に入ったんだというような形のデザイン的な統一性、そういうことを、すぐには予算もございましょうし。しかしながら、最終的にはこういう形の久山町全体のまちづくりで、玄関口はこういう整備をしますよということでの都市計画マスタープランの中で位置付けをしていただきたいと思いますと思うが、その辺につきまして町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今現在、シンボリック、先ほど課長の方が説明しました深井の交差点というのが、一番、唯一あるのかなと思っています。それで、私の考えとしては、議員のおっしゃるお話も当然理解もできます。ただ、一つ以前と変わってきたのが、そのまちに入ってきて、そのまちのイメージというのが、このまちに入ってきたことが分かるというシンボリックなサインじゃなく、空間として今後考えていくということが求められる時代に来たかなと。その空間というのは、交差点を越えて、エリア、そして大きなまちの方針として、こういう形をデザインしていくというのが、まちに入ったときに分かるなというのが今後必要じゃないかと思っています。そういう面については、全部の場所じゃないにしても、戦略的にやっていくことが必要だと思いますので、マスタープランも含めた上で、こういうのが明記できるようなことについては検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） やはり、町長が言われるとおりだとは思いますが、しかしながら、交差点に入っても雑然とした形の交差点、ですからいつの間にか久山町に、景色も変わって、ああ、久山町だということではおかしいんじゃないかなと思うんですよね。ですから、町長の言われるとおり、それは分かりますが、交差点の中では雑然とした形の交差点では

なくて、ある程度形としての、ゲートとしての空間づくりが必要ではなかろうかと思うんですよ。そのためには、その交差点は町がある程度は確保する必要があると思うんですね。その辺について、再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 検証をするというのは、そういう面も含めた上、実際にそういう可能性がある場所、ない場所というのを今把握している状況ではありませんので、そこからまずは始めるべきかなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） そういうことで、またよろしくお願いします。

次に、3問目に入ります。

草場地区につきましての住環境整備でございますが、これにつきまして再三、ずっと質問をしてきております。それで、今現在草場地区におきましては、新しい住宅が全部埋まりまして、いろいろな活動が今されております。先日のアンビシャス子ども相撲大会におきましても、草場行政区が相撲で団体戦にも出ております。そういうことで、効果は出てきておると思っています。しかしながら、今住宅が全部埋まったから、それが完了だということではなくて、久山町の財産を、大きな財産で今まちづくりをしております。ですから、最終的には周辺まである程度形をつくる必要がある、そしてまたそういうまちづくりがあって、そういう久山町のお金を投資したという形になるんじゃないかならうかと思いません。

そういうことで、草場住環境整備として、新幹線側から草場地区に入ってくることに付いて、まちづくり調査を実施されました。また、前回も調査をそこから町長は始めていくということでは言われました。それで、ある程度調査が終わっているんじゃないかならうかと思えますので、今後はそれに基づく概要的なもの、またまちづくりの考え方についてお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員のご質問は、調査概要も含めて都市整備課長の方からご報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えいたします。

昨年度、草場地区の住環境整備を進めていく一環として、令和5年12月定例会でもお話ししましたとおり、草場南地区まちづくり基本調査業務を実施しております。新幹線高架

下から未利用地を中心とした草場南地区の調査検討を行ったところでございます。調査結果としましては、土地区画整理事業による整備事業を行った場合、かなり高い減歩率となり、事業化が難しい報告となっております。町としましては、再度整備計画案を見直し、住環境が行える手法を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） ただ、区画整理が減歩率の関係で難しいということではなくて、全体的にその地域をどのような形でしていくかということが、まずは必要ではなかろうかと思うんですね。ですから、新幹線を越してすぐが全体的に住宅地には、今の状況の中では向かない状況ではあろうかと思うんですね。そうすると、商業地的にして、ある程度新幹線の下をくぐったら新しい形のまちが見えるような形の商業的なものとか、いろいろなことでの整備が必要になってこうと思うんですね。ただ、今現在は雑然とした形で、入り口的には向かないんじゃないかなと思うんですね。ですから、ただ区画整理ができない、状況的にはできないということではなくて、町としてここをどういう形でするかということがまず必要ではなかろうかと思うんですね。その辺につきまして、ご回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずは、この事業について開発を考えていった場合、行政として可能性を模索するという段階での、区画整理事業についての手法を今検証したというふうにご理解いただきたいと思います。

まず、ここを飛ばしてやっていくというのは、行政の開発をしていく考え方としては、私はそれはないんじゃないかと思えます。この区画整理によって成り立たない状況であるというのが、なぜそうなのか。じゃあ、事業は、それを達成するためにはどのような手法があるのかということを探さないとなんか進めないと思えますので、今はそういう段階であるというふうにご理解いただければいいかなと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 開発するのに、前は久山都市圏としての都市計画区域でございました。ですから、なかなか宅地ゾーンも、新しい宅地を造るのは難しいという形でございましたが、今、福岡都市圏としてのパイ、大きな形でまちづくりができるようになってきております。ですから、今までは区画整理しかできない状況が、地区計画の中で行くと、そこそこの部分的に開発ができていく方向には今なってきたおるんじゃないかなと思う

んですよね。それで、今現在久山町で大きく区画整理区域をしておりますが、なかなかそこが埋まらないじゃないかということで、都市計画課からの指摘もあっておると聞いております。ですから、ある程度部分的なものとか、逆に草場の部分的なものとして地区計画の中に入れて、それから形をつくるとか。だから、全部が区画整理でする必要はないんじゃないかならうかと思うんです。その辺について、ご回答をお願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで、これは区画整理事業じゃないとできないという話じゃなくて、基本的には当然地権者の財産であって、地権者の財産として換地がされるわけですから、当然地権者が負担する率というのものもあるのが、行政としては当然のまず考え方です。そのために、それが区画整理としてどのくらい成り立つのかというベースをまず出さなきゃいけないと。それによって、今後地区計画制度が導入できるのかどうか、それによってはエリアも変わってくるかもしれない。そういう観点で行く場合に、私はまず区画整理事業というのが基本としてあるべきだと思っています。その後に、どうしていくかということに対しての手法がまた変わってくると思っていますので、ベースというふうにご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 私は、今町長が言われましたベースが区画整理ではなくて、逆ではなからうかと思えます。ですから、今現在久山町が進んでおりますのは、あくまでも地区計画を組んで、その中に地区整備計画があって、そして開発ができる。その中に区画整理も出てくるということになってくるんじゃないかならうか。そういうことで今まで久山町も進んできました。その中で、どうしても部分的に開発ができなかったのは、今までは人口のパイそのものがまだまだ小さかったとか、いろいろなもので久山都市計画ではできなかった。それが、福岡都市圏での都市計画と。だから、大きな形の中で開発ができる方向になってきましたから、地区計画の中の地区整備計画、また部分的にそこだけの開発も今できております。ですから、そこの分が6m以上あるとか、そういう形の中では、ある程度今は宅地化ができるんじゃないかならうかと思うんですよね。ですから、そういうことも踏まえながら、草場の都市計画的なもの、入り口の整備を考える必要があると私は思うんですよね。ですから、ただ単に区画整理ができないから、次はどうしようかということにはならないと私は思いますが、再度お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 基本的に個人の資産を実際にそこで開発していったら、当然区画整理事

業であるということであれば、町としての関わり方とか、いろいろなことがあります。それはなぜかということ、そのエリアとしてそこを全部マネジメントしていくということがあるからだと思います。ですから、当然基本的には個人の方も自分の資産をどのくらい出されて、そしてそれに対してその地域のエリアを変えていって良好なものにするという前提があって、初めてまちの投資というのが行われるというのが、私は行政の考え方では当然だと思います。

ただ、一方で今議員がおっしゃるような話で行くと、エリアマネジメントというのがすごく難しいと思います。その部分その部分だけでなっていくって、大きなエリアでそれを考えていくというような難しい問題も発生すると思います。ですから、その面も踏まえた上で、まずは今区画整理事業として考えた場合は、こういう状況であると。次は、私としては当然その後この利用について、一番最適なものはどういう形があるのか。ただ、一つだけあるのは、虫食いみたいにならずに、そのエリアとして良好なものをつくっていくためにはどうしたらいいかとなると、やはりその地域を一体的にどういう手法で開発をしていくかということを探求はしなければいけないと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 少しずれておるかなとは思いますが。エリアエリアで虫食いということではなくて、私は逆にこの地域をどういう形にしていくということでまず決めて、その中で部分的にはできてもいいんじゃないかなと思うんですね。ですから、虫食いということではなくて、その地域が最終的には統一できるような形にしていくということで、まずは区画整理ということではなくて、そういういろいろな手法を考えてほしいと。そのためには、まずこの地域をどういう形の土地利用にしていくかという全体的なものを位置付けてほしい。それで、それに基づく部分的なものはあってもいいんじゃないかなということ考えております。そういうことで、今後検討をお願いします。

次に移ります。

草場地区南側既存住宅地の住環境整備区域ということで、既存宅地ですね。において、今現在急に多くの空き家が増えてきております。これにつきまして、町の方で把握をされておりますか。また、その対策についてお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町としても、いろいろな一般質問の中でその地域の空き家等については把握をしています。現状と空き家の状況も踏まえて、経営デザイン課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） お答えいたします。

議員がおっしゃってあるのは、新しく住宅地として整備された桜の丘の南側に位置する既存の草場3、5、6、10組のことと思われまます。以前から空き家が存在しており、増えてきていることも認識をしております。こちらの地区につきましては、住居建物が58軒あり、そのうち現在住まれていないおうちの方が14軒と把握しております。そこで、空き家の定義が一般的に1年以上住んでいない、出入りのない、使われていない家となっておりますので、この14軒全てが空き家に該当するとは考えておりません。現在、近隣からの苦情などは聞いておらず、売りに出してあるところや、親族の方が定期的に掃除や草刈りなど、適正な管理をしているところがほとんどになっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、空き家が14軒と言われましたが、ここ1、2年で10軒ほど増えて、今14軒ぐらいになっているんですね。それで、その分について、実際に今課長の方が苦情はありませんということでございましたが、実際に行って聞いてみますと、困っていますという話で、結構雑草も繁茂しています。屋根も少し傷んでおったり、壁も落ちたり。それで、棟続きでございますので、なかなか難しいところがございます。そういう状況の中で、言ってあったのは、なかなか困っていますということで、公に言いにくいでもんねという話もございました。そういうところと併せて、急に増えてきたもの、空き家が増えたということで、ここ1、2年で増えたということで、私もどうしてかなということだと思っております。また、実際に問題点として、石炭ボタで石積みを造ってありますから、開発をするには石積みからし直さないかんですね、現実的にね。それから、道路についても、狭い、狭小であるし、道路状態もあまりよくない。そういう中で、どうしても売れない、また改築ができない、そういうのが出てくるんじゃないかと。それと併せて、道路排水がないんですね。ですから、新しく開発するには、排水を造らないかん。造るときには、じゃあ、どこまで排水をつなげるかと。家の前だけの問題ではないと思うとですね。ですから、全体的にそういうことの、全部をすぐするという事は予算的に問題がありますから、把握だけはして、どこが問題点かということだけはする必要があります。その点につきまして、お願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 確かに、なかなか難しい状態の家というか、立地条件の場所が多いというのは、私たちも把握をしています。実際、この14軒のうち、自己都合によって売却に

出されているという方もおられます。3軒ぐらいですかね、おられて、実際それで社会的な流通で、それに入っただけというのが一番いいのかなと思いますが、どうしてもなかなか難しい、そういう場所というのがあるということに対して、どういうふうに今後対応していくかということになりますが、まず二つあると思います。今議員がおっしゃっているように、そこを改善するための手法、そしてそれによって受ける道路側溝であったり、解決しなきゃいけない問題というのは、町として調査をするというのが1点あります。

もう一点は、持ち主の方、今なぜ急に進んでいるかということ、恐らく核家族化によって一人住まいだった方がお亡くなりになられて、相続の方が町外におられるというのがほとんどだと思います。そういう状況の中で、その方々がまずは売却、もしくは賃貸の意向があるということについて、それを把握していくということがまず一番必要かなと思いますので、その辺についてはやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 前回も質問しましたが、草場の上側についても同じ状況でございます。ですから、すぐ町費をもって何らかの形を整備するというのではなくて、全体的な調査をして、少しずつ何らかの形で進めていくことを、目に見えた形を何らかの形で出していきたいと思うわけです。ですから、そういうことが今のところ見えないということでございますので、再三私は一般質問の中で出してきておるわけでございます。ですから、今問題点とか、いろいろなことを把握する必要があるし、また今後どうしていくかということと併せて、町でできない分がたくさんありますので、不動産屋に入ってもらったりとか、いろいろなことができるような形で、今どうしても個人情報の関係ですから、調査ができないわけです。ですから、ある程度は調査した形で、こういう形での地域の整備はどうでしょうかという形を、町がある程度地権者の了解をもらって進めていくとか、いろいろなことでの話もできるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、前は上側の地域の話をしていましたが、今回は下側が、急に空き家が増えたなと思って見ておりました。ですから、そういうことの中で排水路の整備は町の方ですから、あとは業者さんの方でしてくださいとかいうようなことで進めていく必要もあるんじゃないかなと思います。ですから、そういう問題点はどこにあるかということをもっと把握する必要があるんじゃないかなと思います。今、空き家の調査はされておりますので、次はそれに対する、どういう形ですれば地域が整備できるか、そういうことの問題点を把握してもらい必要があるんじゃないかなと思います。その点につきまして、ご回答をお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず一つ、久山町全体でこの空き家についてどう取り組んでいくかということ考えた上で、やっていかなきゃいけないというのがあると思います。もう一つは、各地域によってすでに流通的に空き家があっても、そこを買われて建て替えをされてあるというところは、当然条件がいいところがありますので、その条件がどうしても難しい、市場で売買していく、賃貸していくというのが難しいというところの把握をしていて、そこの方策を考えていくというのが今後必要だと思いますので、そういう面については考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 今、考え方的には久山町全体になろうかと思うんですよね。しかしながら、特殊的に、棟続きとかいう形と併せて、擁壁が石炭ボタで造られたり、当時の炭鉱の中での住居でございますから、そういうことでいくと、よその一戸建ての建物とはまた違うんじゃないかと思うんですよね。ですから、それは特別に別の形として考える必要があります。ですから、草場の中でも一戸建ての住宅の建て替えとか、そこを売却されるとか、それが今どんどん進んでおります。もう3軒ぐらいですね、新しく建て替えております。ですから、それは私も確認をしております。しかしながら、どうしても昔ながらの部分が、道路の分、それから建物の構造の分、それから排水の分、いろいろなことが問題になってきております。それが草場の上側と、それから下側と、部分的なものとしてあろうかと思っております。そういうことにつきまして、再度、今後の、すぐには予算の関係もございまして、やはりそういう調査は必要ではなかろうかと思っております。お願いします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、私の人口政策として、久山町が人口が増えているという状況があるというのは、皆さんご存じだと思います。それで、一番これから大事、人口減少社会を迎えるに当たって一番大事なところは、年齢構成をいかにいびつにしないかということですね。今久山町はちょうどいい生産年齢が多くて、そういう形になっています。それをいかに継続していくか、人口のパイも大事ですが、年齢構成をいかに幅広く久山町の中で暮らしてもらうかというのが、大事なまちづくりの人口政策になると思います。その際に、新しい住宅地というのを各地域に計画的に配置しなきゃいけないという問題が1点ありますが、人口が減るイコール何かといえば、それだけニーズも減ってくる可能性があるということになります。そのときに同時に大事なのが、空き家の整備をして、空き家がいかに入ってもらうかということをやっていかなければ、その目標というのは達成できない

と思いますから、空き家というのは今後の大きなまちづくりの中での必要な政策だと捉えていますので、今議員のご指摘があったようなことも、人口政策も踏まえた上で、しっかりと検証をしていきたいと思いますので、今後その動きにつきましては報告ができればいいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 久山全体的なことでの話は、今町長が言われたとおりなんですよね。ですから、空き家の活用、いろいろなことで。しかしながら、空き家の利用価値が違うということで、再三言っております。ですから、その分についてどういう形をしていくかというのが問題ではなかろうかと思うんですよね。ですから、一戸建ての住宅ではないんですよという部分、それから実際にその構造そのものが問題なんですよということ。ですから、そういうことの中で検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、久山町全体の空き家が今いろいろなことであります。ですから、今空き家はどんどん増えておりますけれども、それに対応するために、いろいろなことでしてもらうのは必要でございます。しかしながら、その空き家の利用価値が違うというところで、その部分だけは調査をされて、必要な対応をしていただくのが大事じゃなかろうかと思っております。草場においては、部分的に新しい住宅ができて、今、活気があふれる草場になってきております。しかしながら、これだけじゃなくて、もう少し一歩踏み出して、まちづくりとして、もう少し草場地区が行政区として活動できる体制づくりにする必要が、応援する必要があるんじゃないかなと思います。これは最後の質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 議員の、当然私も昔からその状況というのはよく把握しているつもりですし、当然長屋というものの改築の難しさというのは、私自身もよく理解しています。それで、まずは議員のおっしゃっている話もよく分かりますし、その地域によっていろいろな問題もあると思います。それぞれ件数が違う、空き家の活用についても違うと思いますし、立地条件も違うと思います。町としても、そこを同一でやっていくというのが難しいというのもちろんと理解はしておりますので、まずは全体があって、その中での草場地区の開発、空き家の利活用についてどうするかというのを考えていくという流れは必要じゃないかなと思いますので、そういうふうにご理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ここで休憩に入ります。再開は10時35分、10時35分に再開いたします。

す。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時19分

再開 午後10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番本田光議員、発言を許可します。

本田光議員。

○4番（本田 光君） 私は、久山町内の水道施設の耐震化促進と送水ルートの再点検を。

そして2番目には、久山中学校給食の導入について。

3番目には、子ども医療費助成の「高校卒業まで」の助成をという3問質問いたします。

まず最初に、久山町水道施設の耐震化促進と送水ルートの再点検をという点について質問いたします。

阪神・淡路大震災が1995年、東日本大震災が2011年、熊本地震が2016年、能登半島地震が2024年1月に、そして宮崎県沖の日向灘で8月8日に起きたマグニチュード7.0の地震、そして岩手県の岩泉町は人口7,741人、台風5号で8月13日48時間に降った雨量は250ミリで、約300世帯が断水、大雨で水道施設が壊れる事態に至っており、これは他人事ではありません。特に、本県の中に西山断層、警固断層という大きい断層もあります。また、つい最近も至るところで地震が起きており、また台風10号の発生などであちこち被害が出ております。

そこで、①の質問ですが、茅乃舎駐車場横の取水口は、不特定多数の来場者が多く、ごみの不法投棄等による水質の悪化が危惧されます。取水口的位置は、駐車場の奥にすべきではないかというふうに考えますが、町長の回答を求めたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 現在の取水口は、猪野川の上流付近に位置し、上質な原水を必要量取り入れることが見込まれ、水量、水質的要件を備えるものというふうになっています。それで、河川からの取水施設はどの地点においても、洪水や濁水などの実際の自然条件、ごみの投棄などの人為的なものによって水位や水質に若干の変化が及ぶものであるため、その対策と非常時の対応能力が重要であると考えております。本地点においては、流木やごみの流入を防ぐ格子状のフェンスや、油などの水面上の浮遊物の広がりを防ぐスクリーン

を設置し、良質な原水を確保する対策を現在講じています。また、取水口の清掃は職員で行い、取水場施設周辺の駐車場の清掃を毎日行っている企業もあります。取水地点の水量や原水の濁度は、常時監視できるようになっており、取水施設の移設の必要性はないと今は考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 僕が言いたいのは、駐車場が新たに造られて、そのすぐそばが取水口ということもあります。ですから、こうした関係を含めて、今何があるか分からない。そして、今特にあまり大きい議論にはなっていませんけれども、PFOSとか、フッ素関係も自然現象が発生したり、これはここで質問するわけではないけれども、いろいろなことを勘案した場合に、この取水口の奥に設置したほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、町長、再度答弁願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回答したとおり、私は今現時点では必要性はないと考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） これは、私だけが言っておるんじゃないくて、多く人たちが考えているわけですね。ですから、今後検討をしていくとかいう方策はないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いつの時点でも、いろいろな自然災害の状況等はあると思います。それで、現時点では今私の方は必要ないと思いますが、この状況等は、今後検討していくということについての検証は、することは可能じゃないかと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ今後、水というのは命の水というか、本当に全町民が使われている貴重な水資源で、そうしたことをしっかりと守っていくという姿勢、だから今後ぜひ検討してもらいたいというふうに考えます。

次に入ります。

この五つの取水口のそれぞれの取水量と導水管の口径および埋設年度、埋設の深さ、浄水場までの管路距離はいくらなのかと、これについては担当課長の方から、開示請求をさせてもらって、ある程度詳しく回答をいただきました。ありがとうございました。

それと同時に、この管路の関係を含めて、上水道管はポリエチレン管が若干あるんじや

ないかと。それで、铸铁管というか、こういう関係が今大半であって、ポリエチレン管あたりがいつ頃、そういうのがまだ残っているのかという点が分かったら、ぜひ回答願いたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） では、お答えいたします。

現在の水道事業におけます水源は、5カ所でございます。猪野川からの取水の櫛屋導水管は、認可取水量1日2,400 m^3 で、口径は250mm、埋設年度は平成12年度と13年度で、標準の深さは80cm、管路距離は3,450mとなっております。久原貯水池から久原調整池までの久原導水管は、認可取水量1日650 m^3 で、口径150mm、埋設年度は平成11年度から14年度で、標準の深さは1.2mとなっております。管路距離は、1,540mです。正ヶ浦から導水管は、認可取水量1日600 m^3 で、口径は100mm、埋設年度は平成14年度で、標準の深さは1m、管路距離は330mです。草場井戸は、認可取水量1日150 m^3 で、口径100mm、埋設年度は令和2年度で標準の深さは60cm、管路距離は350mです。東久原井戸は、認可取水量1日750 m^3 で、口径150mm、埋設年度は平成6年度、7年度、12年度、18年度、21年度、24年度、26年度で施工し、標準の深さは80cm、管路距離は1,110mとなっております。久原調整池から久山町浄水場の久原導水管は、平成10年度施工、口径は250mmで、標準の深さは1.2m、管路距離は3,140mとなっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、課長が詳細に説明していただいたのと僕が入手した資料、これが大体ほとんど一致しています。ただし、問題は平成14年に埋設年度といえ、もう20数年経つわけですね。ですから相当、一部には老朽化しているところもあるんじゃないかというふうに考えます。それで、そうした関係を含めて、それともう一度聞き直したいんですが、先ほど言いましたポリエチレン管が若干あると。それで、大体どの辺にどれだけの量があるんだろうかというふうに思いますが、そういうことも含めて答弁願いたいと。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 平成11年度などに布設しております導水管は、ダクタイプ铸铁管と呼ばれる铸铁製の、鉄製の管を使用しております。現在、公営企業会計の中におきましては、法定耐用年数と呼ばれるものが、配水管は40年となっておりますので、まだ老朽化には当たらないとは考えております。また、配水管のポリエチレンのお話でございますが、令和5年度に若干取り入れておりますので、まだ200mほどしか町内の中では存在はしておりません。ただ、地震に対してすごく優秀な水道管でありますので、150mm以下

の水道管につきましては、これから先布設していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 確かに、こうした全町に網羅したというか、張り巡らせた水道管が、あまりに老朽化して今後支障を来すと、いろいろな、いつ何が発生するか分からない、どういう地震が発生するか分からないという想定をした場合、想定だけではものは言えないと思いますけれども、現実的にどう対応していくかという点では、財政的な問題もあるし、同時にそういう老朽化したところをどう切り替えていくかということを含めて、今後の課題がたくさん残されているというふうに思います。それで、前回も質問させてもらったときに、浄水場問題を質問いたしましたけれども、1カ所しかないというところがあります。代替地がないというですね。だから、そうしたことを、全体を再点検して、町民によりよい水を供給するという施策についてはどう考えますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 本田議員が言われてあるような今の中身については、十分行政の方も、上下水道課の方でもしっかりと考えながら、今回答をさせていただいているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

次に入ります。

浄水場および茅乃舎駐車場横の取水口は、ハザードマップでは土砂災害特別警戒区域、それから急傾斜地特別警戒区域となっておりますけれども、どのような対策を講じられているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 治山事業も含めて取り組みをやっていきますので、内容について上下水道課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） お答えいたします。

久山町浄水場は、土砂災害警戒区域となっておりますが、警戒区域に指定される以前に浄水場裏の山林内に、治山事業により2基の土留め構造物が設置済みでありました。土砂災害が起きた場合に、土砂を食い止め、久山町浄水場を守るための施設の増設が必要であると考えまして、産業振興課を通じて福岡県農林事務所へ新規の治山事業を要望し、令和

2年度に3基目となる土留め構造物が完成しております。また、急傾斜地警戒区域となっています茅乃舎駐車場横の取水口が仮に土砂で埋まってしまった場合などは、久山町管工事協力会と災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結しておりますので、管工事協力会の協力を得ながら、復旧に努めてまいります。また、取水できない状態となった場合には、他の水源を最大限に活用し、久山町浄水場へ原水を送水いたします。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、課長が説明されたのは、もっともだというふうに思います。しかし、これだけの町民を賄うという。例えば、飲料水だけだったら、ミネラルウォーターとか、そういう関係だったら一定の確保はできても、例えば能登半島を含めた状態であれば、洗濯水、あるいはまたお風呂、さまざまな関係が考えられるわけですね。ですから、そうした水というのは大事な命の水だから、そうした関係を含めて上水道の在り方、また下水道も含むけれども、そうしたことを含んだ体制を十分取っていただきたいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、久山町の人口規模に対しての維持をしていくということも考えた上で、その状況、これからの水道の在り方、災害に強い水道施設というのを造っていくというのは重要な考えだと思いますので、そこを重視しながら運営していきたいと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） では、ぜひ町長がおっしゃったように、十分な体制を取りながら確保していただきたいと思えます。

次に入ります。

久山中学校の給食導入について。

2024年……。

○議長（只松秀喜君） 本田議員、すみません、④はよろしいですか。旧久原浄水場はよろしいですか、通告の。

○4番（本田 光君） それは、ぜひ、④ですね。ごめん、じゃあ、先ほどの。議長から言われて、④ですね。先ほどの水道施設の関係を含めて、④の旧久原浄水場、ハザードマップ警戒区域外であるけれども、活用せずに休止したのは、効率を考えたのかどうかということで、これは大体おおよそ分かりますけれども、答弁願いたいです。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、これも先ほどの答えと同じになりますが、基本的には久原浄水場、山田浄水場は水道施設が老朽化し、維持管理に支障を来している状態であったため、浄水場を統合するという議案を平成6年9月議会において提案し、承認していただきました。それをもって平成6年10月5日に久原浄水場を停止しております。公共下水道事業の開始に伴い、生活様式が向上し、水需要も高まることから、配水管の整備、拡充を図り、住民の保健衛生の向上と福祉の増進に寄与するため、効率性も考慮し、既存の水道施設を統合して新たな浄水場建設に至っております。それで、当然、今議員がおっしゃっているように、効率性をもって水道管等の整備をしていくというようなことも含めた上で、そういうことをやっているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 議長、ありがとうございました。

次に入ります。

久山中学校給食導入について質問いたします。

2024年4月12日現在の久山中学生の1年生が108人、2年生が102人、3年生が100人、合計310人中、ランチサービス、弁当給食は87人となっております。

そこで質問いたしますけれども、中学校給食の喫緊の子育て施策であり、全ての子どもが健康に育つには、久原、山田両小学校同様に久山中学校も給食を実施すべきだと考えますけれども、改めて町長にお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 3月、6月議会にもご質問いただいております。それで、私も教育長も答弁はしております。その中でお答えしているように、久山町の農業の活性化や食育の推進など、さまざまな内容を多面的に見ながら、給食が必要かどうかということも含めた上で考えていきたいということで変わりはありません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 日本全国が小・中学校関係は大半が学校給食を実現されています。特に県内でも、本町と、例えば須恵町、あるいはまた宇美町、そして春日市、大野城とか、さまざま今また模索されておるところもあるようです。そうした関係から見たら、両小学校には給食があつて、そして中学校に給食がないと。これは、いかに一番大事な子どもたちが体力的にも伸びるし、いろいろな関係を含めてですね。確かに、財政的な問題もある

のは事実です。そうした中で、なぜ中学校給食がランチサービス、弁当給食なのかという点が、時代は変わってきておるなというふうに思います。そうした関係を見て、町長、ぜひ中学校給食は実現しますよぐらいの答弁はあっていいんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いろいろなご意見があると思います。当然、子育て世代のご意見というのも私も踏まえていますし、学校給食について、これまで、どうしてランチサービスに至ったかという経緯も当然理解しているつもりです。ですので、私としては、当然そこに対していろいろな方のご意見、そして財政的にランニングコストも含めた上でそれを考えなければいけないという話は以前から変わっていませんので、その面を含めた上で検討をしていかなきゃいけないというのは、先ほどお答えしたとおりです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ教育基本法、あるいはまた食育法、さまざまな問題点から見て、どうしても時代が変われば変わるほど、両親が共働き、あるいはまたそうした「道徳の町」宣言をして、愛情弁当と過去に言われたこともありますけれども、もう時代が変わってきたという認識ですね。それと同時に、確かに愛情弁当がいいかもしれません。だけど、そういう状況は今現実的に少なくなっているというですね、そういうのもあります。ですから、ぜひ中学校給食の実施をすべきだと思いながら、次の2番目に入ります。

令和6年3月議会で質問いたしました。久山中学校の1、2年生の保護者の皆さん、久山中学校に関するアンケート、中学校のお願いとして、令和6年2月29日から3月4日を期限として、教育委員会教育長名と当時の中学校校長名の連名でアンケートを取られました。今後、久山中学校に関し、学校、保育所における食育の推進から、保育所、幼稚園、中学校の保護者の皆さんに対して、対象者を広げて再度アンケートを取られてみてはどうでしょうか。町長、答弁願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育長が答弁ということになっておりましたので、教育課長から回答させていただきます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

アンケートというのは、答えていただく方の時間も取るものでございます。そんなに

度々に行うものではないというふうに考えております。よって、今は予定はしておりません。次回、仮に、もしもアンケートを取るときは、中学校の給食導入を本格的に検討し始める時期が来たときだと考えております。ただ、その場合、議員が対象に挙げられました保育所、幼稚園、中学校の保護者の皆さまのみならず、例えば中学校の先生、高校生、大学生を持った保護者、そしてお年寄りまで、各世代ごとの町民の方から満遍なく、町として今何を一番実現してほしいかと意見を聞くアンケートにしていかなければいけないだろうというふうに考えております。これは、これまで教育長が言ってこられた、町の財布は一つ、教育のみならず、町の取り組み、施策は計画性と優先順位に従って行っているということからでございます。

また、前回のアンケートにつきましては、保護者からの回答率が28%と低かったことがございます。回答がなかった72%の保護者の考えも聞いておかないといけないというふうに考えております。今の選択制に満足し、問題を感じていない保護者がいましたときには、もし仮に給食導入というふうになりましたときに、反対の声を上げることも想定されます。よって、次回もしアンケートを取るときには、ほぼ全保護者の意思を把握できるアンケートの取り方をしなくてはいけないというふうに考えてもおります。

また、仮にですが、給食を実施するというものを検討するようになった場合、あくまでも仮の話でございます。中学生1人当たり月6,000円から7,000円の給食費が保護者の負担として発生するというような、そういった情報提供をした上で、アンケートの実施もしなければいけないと思います。小学校の給食費は、現在徴収をしておりますけれども、町の財政規模を考えましても、給食の無償化ということはできないと考えております。中学校の給食をもし仮に導入した場合、今度は無償化をということが言われるかもしれませんが、それはできない状況というふうに考えております。給食を万が一導入した場合に、こんなに給食費の負担があるのであれば、お弁当とランチサービスの選択制の方がよかったというような保護者の声を聞くことがないようにしなくてはいけないというふうに思っております。あらかじめ、必要な情報提供をしっかりと町民の皆さまにしておかなくてはいけないというふうにも考えております。今現在、アンケートを行いましても、意見が割れることは間違いありません。アンケートばかりに頼らず、さまざまな観点を総合的に判断して、導入の是非を決めなくてはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 給食の無償化という関係は、僕もこの席から質問させてもらったときがあるけれども、今給食の無償化を質問しとるんじゃないんですよ。学校給食をいかに実

現するかどうかということを知っているわけですね。ですから、そうしたことが、課長が答弁された給食の無償化ということは考えとらんということをおっしゃるけれども、そうじゃなくて、ほとんどの日本全国の、約90%近いところが中学校給食を実現しとるのに、なぜなのかというふうに思わざるを得ません。ですから、早急に計画性を持った学校給食の実現をすべきじゃないかというふうに思います。

次に、3番目に入りますが、令和6年6月議会で、他議員の質問に対して教育長は、基本構想、基本計画に1年半、基本設計に1年、実施計画、実施設計に1年、建設に1年、備品搬入に半年、合わせると5年ほどかかると。用地買収等が必要な場合は、さらに時間がかかるというふうに答弁されました。これでは、漠然としております。それで、自校方式を採用した場合を含め、具体的な方針、それから建設工事等の概要、工期、設置箇所、財政計画等々の協議をしながら進めるべきだと思います。それで、5年も経過すると、校舎そのものが老朽化していつとるから、また優先順位が変わってくるということも考えられます。財政的にも、こんな財政は給食の方にはさっといかないという方向になりかねないわけですね。ですから、課長が先ほど答弁された件を、何を優先順位にするかという点から考えた場合、やはり町民が一番望んでおるのは何かと。だから、僕は先ほどアンケートを広く取られてはどうでしょうかということも質問しましたが、そうした関係を5年もかかると。それで、多少の、例えば完全給食を実現しておるところは、見れば2年から3年ぐらいでできた町もあります。ですから、もちろんそれには財政が伴います。当然、計画はそういう実施、給食を実現するまでの時間は一定、工程はかかりますけれども、そうしたことを含めて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 内容につきましては教育課長の方から回答させますが、基本的に、今本田議員が言われたように、町民ということは先ほどお答えしましたが、いろいろな世代の方が町民であるということ、先ほどの課長の考えだということをご理解いただきたいと思います。そして、給食にしろ、いろいろな子育て支援のサービスをするにしろ、やはりよく子どもたちのことを考えた上で、一番いい形をつくっていくための時間というのは大事だと私は思っています。前回の請願がありました分につきましては、いろいろな形で結局議会の方としても早期にランチサービスを導入するべきだということで今の状況になっているのも踏まえると、いろいろなことで時間をかけながらでもやらなければいけないところはやらなきゃいけない。ただ、時間が短縮できるところは短縮しなきゃいけないというのは、どの事業においても一緒だと思いますので、その面を踏まえた上で、教育課長の方から回答をさせます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えさせていただきます。

5年と申し上げましたのは、あくまで一般論でお答えしたものでございます。今、まだ給食をするかどうかということも決まっておらず、全く条件がない中でどのくらいかかるか、今からどのくらいかかるかというふうに聞かれましたので、一般論を申し上げました。条件が整いましたら、もちろんその期間も変わってくるというふうに思っております。

給食は、一度始めますと、ずっと続くものでございます。早くするというよりも、子どもたちにとって何がいいか、もしも給食を始めるのであれば、町にとってどうすることがよいかということを中心に考えて、協議していきたいというふうに考えております。

給食をどうするかということは、まだ何も決まっていないということをご理解いただいた上で、一般論として、一般的に大きなものを建設する公共工事の流れをご説明させていただきます。

まず、その考え方や目的を明らかにする基本構想と、それを具体的に示す基本計画が必要になります。さらに、基本設計という基本計画を図面に落としたものが必要となります。ここまでの、議員が言われる建設工事等の概要、設置箇所などになるというふうに考えております。これには調査なども必要になりますので、一般的には1年半ぐらいかかるのではないかなというふうに思っております。それができたら、実際の工事の図面をつくります。これが実施計画、実施設計です。こちら1年ずつぐらいかかります。これによって、工事費、工事の工程等も決まてまいります。財政面もここで協議してまいります。工期も決まります。その後、建設となります。いずれの工程も、年度ごとに予算を取って議会に諮りながら実施してまいりますので、時間がかかってまいります。さらに、建物が出来上がって備品を搬入してまいりますので、一般論としては5年ぐらいかかるというふうに考えております。特に、今から新たに造る給食室というのは、アレルギー対応、異物混入の予防、それから食育など、さまざまな問題をクリアするものになります。基本構想と基本計画は、念入りに行う必要があるというふうに考えております。自校式にするのかセンター方式にするのかなど、そういったさまざまな問題を検討しなければならないという、現在何もない状況の中で、5年ぐらいかかるかなというふうに答弁したところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、説明を受けたところ、何か漠然としたように僕は受け取れます。

そうした関係から見たら、やはり本町の校舎関係を含めて、この庁舎を含めてですね。全公共施設が老朽化したり、あるいはまた財政的に必要な点がたくさんあるわけですね。そうしたことを踏まえた場合、何を優先的にやるかという計画をもって、それで、そういう場合に自校方式を採用した場合を含めて、具体的な方針、あるいはまた財政等の計画を含めて、そういうことをやらん限りはなかなか5年先、あるいはまた何年先と。それで、優先順位は、プールだって半世紀以上になっているんじゃないかと、両小学校のプールでもですね。そういう場合に、どれを優先するかと。中学校の一番大事な過程の給食関係、これはぜひ早期に実現すべきだと僕は思います。ですから、そうした具体的な計画を練って、そしてぜひ議会等あたりにも相談しながら対応していただきたいというふうに思いますが、再度町長、答弁を願います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどもお話を申しましたが、給食について町として反対をしているということは当然ないというのはご理解いただいているかなと思います。ですから、先ほど言いましたように、そういう検討については、さまざまな方面を考えていかなければいけないということがあるという状況で、今進んでいるというふうにご理解はいただきたいと思います。それで、今本田議員が、学校だけの話をすれば、当然いろいろな方法はあると思います。学校の老朽化に対して対応していくために、給食等をどうしていくかというのはあるんですが、今一番大事なのは、今子育て世代の皆さんが要望してあることも当然理解できます。ただ、これから人口減少になったとき、この子育て世代の皆さんが、次は自分が医療であったり福祉であったり、そういう状況になったときに、かなり町の負担は今後は大きくなってくる。人口が増えている分、よその町よりも後でその負担が増額するということもある。だから、町全体としてどのようにしていくかということを考えながらやらなければいけないんじゃないかなというのは、さっきの水道の事業も同じだと思います。ですから、そういうのも踏まえた上で、ぜひ検討はしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） ぜひ、検討だけじゃなくて、実現する方向の検討を願いたいというふうに思います。

次に入ります。

子ども医療費助成「高校卒業まで」の助成をと。

本来、国の制度創設が必要だという関係は、これまでも言い続けてきました。福岡県の子ども医療費の助成制度は、2021年度から中学校3年生までの入院、通院とも対象を拡大、県内のほとんどの市町村が助成を行っております。それで、西村町長も、この点では糟屋郡町長会等あたりで相当努力されて、いい方向につながってきたわけですね。これは評価したいと思います。しかし、一部自己負担もあります。それで、古賀市が入院、通院無料を本年4月から、高校卒業までを実施しております。また、お隣の糟屋郡の新宮町、ここは本年4月から子ども医療費助成を18歳まで拡大、それで入院無料、通院は自己負担が一月500円というふうにされております。

それで、同じ糟屋地区で助成の違いがあると。もちろん、人口規模も違いますし、財政的な規模も違うというのは十分承知の上で質問しておりますけれども、若い人たちの子育てと定住人口にもつながり、命と健康を守るという立場から、糟屋郡町長会、それから一般社団法人粕屋医師会等々で再協議して、新宮町さんのように糟屋郡が地区で足並みをそろえて高校卒業までぜひ医療費助成を一致してもらいたいと思いますが、町長、答弁を願いたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 本田議員からお話があるように、この制度につきましては、全国的に国が創設してできれば、それが一番理想だと思いますが、なかなか国の方の財源を考えると、難しいところもあるというのはご理解いただいているんじゃないかなと思います。それで、これは国だけじゃなくて自治体も同じで、各市町の財政状況、本田議員が言うように、いろいろ違います。地域の特性も違うということもあると思います。その中で、実際に全ての自治体が同じサービスを導入していくとなったときに、私たち久山町のような小さな自治体、そして都市に近くない、アクセス等の優位性が低い自治体、そういうところは必ず結果的に人口減少が起こったときに、定住人口が下がっていくという状況になります。そのときに、どういうことに町として強みをもってやっていくかということは、判断しなければいけないと思っています。実際にそういう状況の中で、子育て世代の定住の方が増加していったとしても、今後は子どもたちの教育環境の充実もかかってきます。そして、定住者が年を重ね、先ほどと一緒にですが、医療費や福祉等の増額についても視野に入れて予算を確保していくということが、町全体として長期的には大事なかなと思っています。

その中で、どういうふうに調整をしながら子育て支援を充実していくかというのが、そこが町の中で判断が要るということだと思います。それに伴い、本田議員からお話をいただいたように、町長会の方に私も働きかけ、皆さんで協議して、今年の4月から子どもの

医療費をようやく拡充されたということが今の現状だと思います。

それで、今の中で実際に、今回大きなところとしましては、当然小・中学生の通院が500円になったというのがすごく大きかった改正点でありました。その中で、令和5年度の1カ月分の医療費と令和6年度の4月、5月の平均医療費を今比較すると、約63万円、月別で増加したというふうになっています。それで、当然冬になるともっと上がってくると思います。そういう状況を踏まえると、町としてはある程度持ち出し、かなり大きな支出が出てくることも予想されています。その中で、今回4月から、そういうものも踏まえた上で実行しているというのが現状になります。しかし、先ほども申しましたが、子育ての充実ということは、できる限り私としても当然いろいろな面でやっていきたいというふうなお話をしておりますので、未来のリスクを考えた上で、今後も町長会に対しては私の方としては働きかけ、また協議等をしていこうということで今行っている状況です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 本田議員。

○4番（本田 光君） 今、町長がおっしゃったように、本来だったら国の制度創設が必要であります。しかし、一方では日本全国を見た場合、それぞれの自治体で、極論を言いますと、競い合うような状況が一方であります。じゃなくて、全国知事会も答申されておるように、ぜひ子育て関係の若い世代の人たちが、そこに安心して命と暮らしを守り、そして定着できるような、同時にそうした糟屋郡で、例えば新宮町さんを含めて一致できるようにですね。それで、古賀市のように完全無料化というのはできないにしても、糟屋郡が統一してやれるという、ぜひ町長、再度答弁を願いたいと思いますが、いい方向になるように。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 私としては、できる限りの子育て環境の充実として、このことも踏まえた上で取り組んでいきたいというふうに思っていますので、そういう形でご理解をいただいたらいいかなと思います。

以上です。

ここで休憩に入ります。再開は13時30分。13時30分に再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時23分

再開 午後1時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番末松裕議員、発言を許可します。

末松議員。

○5番（末松 裕君） 5番末松です。よろしく申し上げます。

私は、本日三つの質問をさせていただきます。

一つは、河川敷の環境対策について。

二つ目は、夏の学校行事、プール授業の取り組みについて。

三つ目は、フォレストロード事業完了へ向けての進捗状況についてでございます。

まず、1番目の河川敷の環境対策について。

ご存じのように、久山町河川の環境を守る条例が議員発議を受けて7月5日に施行され、久山町の河川の環境を住民みんなで守りたい願いと、同時に久山の自然環境と共生するための条例ができました。本条例の施行に対する町としての取り組み方、また夏場の町民等の憩いの場である河川敷の環境に関して、以下4点ほどお伺いしたいと思います。

一つ目は、本条例で言う環境保全区域がすでに指定されているとのことですが、その場所を知らない町民が多いようである。周知はどのように行っておられるのでしょうか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 町民生活課長の方からお答えさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） それでは、お答えさせていただきます。

久山町河川の環境を守る条例に基づきます環境保全区域につきましては、地元のご要望に基づきまして、猪野行政区内の猪野ダムを除く全河川区域を指定させていただいております。周知につきましては、町役場の掲示板に告示しましたほか、町のホームページでございますとかdボタン、広報紙も活用させていただいているところでございます。また、地元の皆さまに対します周知につきましては、行政区を通じた形で周知をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。一応、私も議員になりまして、議員発議による条例は初めてでございます。条例というのは、やはり町民に義務を負わせる非常に大事なものだと思っております。それについて、告知といいますか、掲示板、それからホームページを使って告示をされたということですが、それから区長を通じてされたということですが、その三つですけれども、まず一つはホームページを全て見れるよう

な人はいません。基本的には、この条例については広報とか掲示板のいずれかを使って掲示をする、知らしめるものと私は信じております。広報には、この条例に関する詳細については、議会だよりについては一部説明がありましたけど、内容についての詳細がされておられません。そういうことを踏まえまして、区長会議でも区民の方がどういう内容ですかと質問をされたときに、区長もなかなか詳しい説明ができておりません。それで、この条例は、先ほど言われましたように、掲示板で掲示してあるということですがけれども、私も下の掲示板を見たときに、あそこの掲示板はどんな形で掲示されているか、町長、ご存じでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 理解してます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） そしたら、あの掲示板の中の扉の中に、ここで言いますところの久山町河川の環境を守る条例と、それから久山町の施行規則が貼ってあります。しかしながら、表面にぱっと表題が貼ってあるだけで、中にはさっきの河川敷がどこからどこになっているかということは、そこをひもといて開けない限り全く見えません。先ほど、冒頭に言いましたように、条例というのはある程度町民に分かるような形で掲示すべきだと思っております。お聞きしたいのは、この掲示板については、本日時点ではその掲示物はなくなっておりますけれども、この条例に関する条例の掲示物は、いかほどの期間を置いて撤去するようになっておりますでしょうか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 条例等の告知につきましては、こちらも条例で決まっております。ただし、期間につきましては、相応の期間ということで、何日間掲示しなさいということはございません。周知できる期間を掲示するということになっております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 冒頭にも言いましたように、ある程度町民の方が分かる、掲示板を見ただけであればいいのと、ホームページを見れば分かるだろうと言うけども、この条例というのは、先ほど言いましたように、町民に義務をある程度負わせるものという内容からいけば、もう少し分かりやすく、それから掲示物も表の表題が貼ってあるだけで、中に範囲のところも書いていますけれども、その辺のところは分かりません。

ここで②番に移っていきますけれども、そこに環境保全区域の看板の設置等について、掲示物にて説明しているということでしょうけれども、現状その説明の仕方ではよろしいか

どうか、確認をさせてください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません、確認を、反問の許可をお願いしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） どういった質問でしょうか。

○町長（西村 勝君） まず、今議員が言っている、②番に今入ってあるということで……。

（5番末松 裕君「そうですね」と呼ぶ）

理解で大丈夫ですか。それで、もう少し具体的に、看板の設置等の注意喚起について、今それで十分なのかと。今さっき言われた掲示板の話なのか、それがどちらか、教えていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 分かりました。

末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。掲示板のことです。すみません。今、①番と②番がダブったような形になっていますけれども、あくまでも現状のお話で、また①番のことです。すみません。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） もう一回整理させてもらいたい。①番の問題の続きであるということかどうか、議長、整理の方をよろしくお願いします。

○議長（只松秀喜君） 掲示板になれば通告外に入りますけれども、看板でよろしいですか。

（5番末松 裕君「①番の方の中の質問ということで続けてください」と呼ぶ）

周知はどのように行っているかという①の質問ということですか。

（5番末松 裕君「そうです」と呼ぶ）

西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません。通常、今①番の問題が終わって、②番に行かれたかどうかというのがあれば、②番で行かれているのであれば、通告外にはなるのかなと思います。ただ、②番にまだ移っていないという判断で①番に行かれたかどうかというのは、議会の方で決めていただきたいと思いますが。

○議長（只松秀喜君） ①ですか。

（5番末松 裕君「はい」と呼ぶ）

①でお願いいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 総務課長の方がお答えしましたが、この質問の中で、私の考えとして

は、通常ここの掲示板というのは、ある程度条例に基づいて、この条例だけじゃなく、どんな条例でも同じような形で掲示していくというのが通常であり、役場の中にはかなりの数の掲示をしなきゃいけないという状況がありますから、ある程度の、そこに伝えていくというのは限界があるんじゃないかと思います。ただ、議員がおっしゃったように、この事業について条例がどういうものかというものであれば、それを伝えていく手段というのはそれぞれいろいろあるんだと思います。

一方で、この議員発議でやってある、今回こうなりました。当然、町の方だけじゃなく、議会の広報であっても、それを住民の人に知っていただくというのは、お互いがやれることもあると思いますので、そういう形は取れるんじゃないかなと思います。

それともう一つが、この環境保全区域を、そういうのを決めましたので、そういうことに対して条例をしましたという広報なのか、それとも実際はそこで行われるバーベキューとか、火を使ったものが駄目になったんですよという対外的に伝えるものなのかという、それによってまた変わってくると思いますので、その辺が今回の質問の中では両方あるのかなと思いますので、その辺については整理が必要じゃないかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今、町長が言われましたように、二つ目の対外的に知らせるということで認識しとってください。

じゃあ、それと関連して②番の方に話を進めていきます。

じゃあ、上記の環境保全区域というのは、掲示板等で書面で掲示されていますけれども、実際それを今度はその現場とかその区域の中で、どういうふうな形で看板を設置して注意勧告をされたのか、されていないのか、それをお聞きいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 現状につきまして、町民生活課長の方からご回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

注意喚起等の看板設置につきましては、地元のご意見等をお伺いしながら、主要な7カ所に新たに看板を設置させていただいております。また、区域指定前から設置されておりますバーベキュー、花火禁止の看板が8カ所ございます。ですから、こちらの既存の看板も活用した形で、今後は周知等をやっていきたいと思っております。周知の内容としましては、これまでバーベキュー、花火禁止というのは、地元の要望で看板等を設置して、そういう

ご協力依頼を来られた方々をお願いしていたところでございますけれども、今回はその禁止の根拠としまして、条例が設定されております。ですから、その分を強調しまして、これはこれまでのお願いベースじゃなく、条例を基とした、過料される、罰則のある禁止事項ですよということを今回の新たな看板には表記しまして、設置しているところでございます。また、さらに地元の猪野区からご推薦いただきました8名の方々に対しまして、条例に基づく指導員を委嘱させていただいておりますので、その指導員の方々を中心に、チラシ等をご用意しまして、来られた方々を含めます周知等をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今課長が言われましたとおりにやられておれば、特段今日質問をする必要もなかったと思うんですが、私が7月の終わりから8月にかけて現場を見に行ったところ、新しいそういう文言を入れたような勧告らしき看板は見当たらなかったと思いますけれども、その設置された時期はいつなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

どうしても場所が多ございますし、一度確認等もございます。ですから、期間については数日かかったかと思っておりますけれども、お盆期間中等もございましたので、報告では8月中旬に新規の看板については設置したということでございます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。先ほど課長が言われたような内容と告知の文書を掲示されたということであれば、大丈夫だと思いますけれども、7月5日にそういう発令が出て、されたということであれば、もう少し一緒といいますか、時期的なものも一緒にひっくるめてされたほうがよろしかったかと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

③番、猪野ダム親水広場の方面への出入り、利用者の人数管理はされているかどうか。

今、入り口で入るところに、私が見る限りではカメラがついて、時間が7時までですかね。そういう掲示はあると思いますけれども、あれがそこに入っていく人のカウントがされている機械かどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

猪野ダム親水広場への出入り、利用者の人数管理等については、現在のところ特段行ってはおりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 行っていないということは、あれはもともとするためについているのか、そういう機能であそこについているかどうか、そこも分かりませんので、教えてください。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） あくまでも猪野ダムの周回道路に入らないように、夜19時から朝7時までの間入らないように、門扉を施錠しています。それで、またそれを越えて行く方が出ないためにカメラを設置しているという、あくまでも防犯上の観点からつけているものでございますので、そういった人数を把握したりとかいうことについているカメラではございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 設置されているカメラ等は、そういう管理であるということは分かりました。今、九大の森なんかは、あそこに入っていく人、出ていく人の人数管理もできているようです。実際、あそこがきっちりした人数を把握することによって、何らかの改善ができる、できないという問題ではありませんので、現状そういうリスクの管理をしていくというだけで結構だと思いますけれども、今後あそこを利用される人が多くなれば、そういうことも必要かなと思ひまして、質問させていただきました。

では、続きまして④番に移らせていただきます。

同様に、今年は非常に暑かったので、あそこの猪野ダム親水広場ですね。あそこの方の利用客もかなり多かったように私は判断しておりますが、あそこに設置されているトイレについては、非常に使いづらいような現場といたしますか、なっていると思ひますけれども、実際にあそこのトイレの利用といたしますか、どんな状態でトイレが管理されているか、分かるようであれば教えてください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今の④番の質問のトイレの環境対策と今の質問というのが違うんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか、議長。

○議長（只松秀喜君） これは、読まれたか、違うとですか。もう一度お願いします。

末松議員。

○5番（末松 裕君） この文面から読み取りづらいかも分かりませんが、私が言いたかったのは、あそこのトイレが、あの時期に昼間に行っても蚊が100匹は中におります。それで、子どもたちはあそこで泳いで、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・だから、当然河川とか環境とかいう意味で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・せっかくトイレが設置されているのであれば、そこを利用してほしいと。そうすれば、利用できるような環境にしてほしいということで、ここで言う自然の環境を守りたいという意味合いで言ったものでございます。そういう質問をさせていただきました。

○議長（只松秀喜君） この質問は、トイレの環境をとということですか。それとも、トイレの施設管理ということですか。

末松議員。

○5番（末松 裕君） トイレの施設管理です。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） トイレの施設管理については、後ほど都市整備課長の方がお答えはさせていただきますが、今議員が言われたあったようなことは、事実ベースかどうかというのはまだ、私たちが把握できることでもありませんので、そこに対しては今回、この場の回答とは関係ないということで捉えていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 猪野ダム親水広場のトイレ環境対策につきましては、現在、久山町猪野地区地域環境美化推進活動モデル事業の一環として、地元猪野行政区に定期的な清掃を行っていただいております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今課長が言われましたように、猪野地域においてそういう管理をしているということでもありますので、そのとおりにされておられるということでお聞きしましたので、ぜひきれいな形で維持されるように。ただ、一言言いたかったのは、そこを利用できるような状態にはほとんどなり得ていないと。それがゆくゆくはあそこのトイレを使わず、あそこで、汚い言葉ですけども・・・・・・・・・・をしている子が結構おりましたので、そういう環境もひっくるめて整理してほしいなと思って、こういう質問をさせていただきましたので。よろしいですか。では、それで結構でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今議員がおっしゃっているお話は、よく分かるんですけど、この議会

の中で事実ベースとしていない、把握できていないことについて、この中でその議論をしていくというのはどうかと思います、今の発言の内容についてはですね。それで、それについては議長のほうに、私としてはそういうふう感じております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） じゃあ、末松議員、次の質問をお願いします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません。当然、水源地ですので、その辺をよく考えられてお話をされたほうがいいんじゃないかなということで、私は伝えさせていただいています。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今町長が言われましたような形を言えば、若干質問の仕方がまずかったかなと思いますけれども、そういう意味での、大きな意味での環境という意味合いで言いましたので、よろしく受け止めておいてください。

続きまして……。

○議長（只松秀喜君） ちょっとお待ちください。末松議員、ただいまの発言につきましては、発言記録から削除したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○5番（末松 裕君） はい、結構です。

○議長（只松秀喜君） ……………。

（5番末松 裕君「一番最初の発言ですね」と呼ぶ）

……………とか、そういうふうな発言は削除させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

（5番末松 裕君「はい」と呼ぶ）

次の質問をお願いいたします。

○5番（末松 裕君） はい。続きまして、夏の学校行事、プール事業の取り組みについてお伺いいたします。

ご存じのように、年々異常気象が続く中、子どもたちの夏休み期間中での安全対策がより重要であるということは皆さまもご存じだと思いますけれども、今期の夏休みの学校行事および来期の対策についてをお伺いしたいと思います。三つお伺いいたします。

一つ目は、夏休み期間でのクラブ活動の実態および猛暑対策はいかがなっておりますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

議員のおっしゃるクラブ活動というのは、中学校の部活動と捉えて答弁させていただきます。

近年、異常な暑さで部活動の指導も行いにくい状況がございます。各部、熱中症に気をつけながら指導を行っております。暑さ対策として学校が行っていることは、活動時間を、例えば2時間、3時間と決めて行っている。水分補給など、定期的に休憩の時間を確保している。熱中症指数などを活用し、危険な状況のときには屋外での活動をしないようにしている。活動の時間帯を涼しい午前の時間帯で行うようにしている。体育館など、屋内で活動するときには、大型扇風機を活用しているなどになっております。

教育委員会といたしましては、今年度から来年度にかけて、体育館の空調を整えるように整備しております。久山会館ではすでに設置が完了し、夏休み前から活用の方をしております。町民体育館、久山中体育館も、今年度中には設置を終える予定で整備を進めております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。久山町は、体育館にクーラーを今回設置したということで、よその町と比べると進んでいるということで、夏休みのクラブ活動も一部そこを使う場合は非常にやりやすくなったということで喜んでおりますけれども、このクラブ活動の実態と猛暑対策で、今言われたようなことは各学校単位で決まっているんですか。それとも、教育委員会である程度指標をきちっと出しておられるんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

学校と教育委員会と協議しながら行っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） あと、教育課長が言われましたように、暑さ指数ですかね、31度だと思っておりますけれども、それを超える場合は、基本的には禁止をするというやり方で指示をされておりますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 基本的には、そのような形でやっております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

では、次に移っていきます。

2番目ですね。

令和に入ってからプールの利用状況と、今後の猛暑対策の中におけるプールの利用をどうするかということについてお聞きいたします。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

水泳の授業につきましては、小学校では6月中旬にプール開きを行い、夏休みに入るまで約1か月間行っております。各学級2時間続きの授業を4、5回程度、授業時数といたしましては、8時間から10時間程度の実施となっております。また、今年度は熱中症指数が高いときには授業を中止しているときもありましたので、若干減っている学年もございます。PTAが主催いたします夏休み期間中のプール開放は、山田小学校はコロナ以降行っておりませんし、久原小学校もこの3年間に行っていない状況となっております。中学校も、6月中旬にプール開きを行い、水泳の授業は8時間から10時間程度の実施です。こちらも、熱中症指数が高いときには授業を中止しております。授業を行う体育教師のほかにも2名の監視の先生をつけ、安全確認の体制を整えて実施しています。

猛暑対策といたしましては、プールサイドがとても熱くなることがありますので、頻繁に水をまいたり、プールサイドに一部テントを立てて日陰の部分を確認したりする工夫を行っております。今後も、熱中症指数を測るなど、現在工夫していることを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。今のご意見からいくと、コロナ前からと、あとコロナが終わってから今季も、夏休みでのプールの利用はしなかったということでもよろしいですね。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 行っておりません。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） じゃあ、そういうことを踏まえまして、③番に移らせていただきます。

では、そういう中で、今後のプール授業について、運営の仕方とか、それから恐らく過

去にもプールをどうするか、新しく造り替えるかとか修繕するかとかいう議論をされたかと思えます。当然、議論の中で新しく造り替えることはしないと、修繕で行っていくということもお聞きしておりますけれども、日本全国といえますか、今日本の中でも、ご存じのように、情報から行きますと、ちょっと古いですがけれども、1996年にはプールでそういう授業もされていたということで、2万8,000校だった分が2018年では2万1,000校と。現在も減り続けているという状況下で、運営面、それから施設の老朽化に対して、今後とも修繕で行くのか、そして久山町も今後自前でプール授業をやっていくのかと、その辺も踏まえて、現状で考えられる町としてのプールの運営の管理をひっくるめてお答え願えればと思えます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 近年の温暖化による熱中症の状況、それはプール以外、ほかの体育の授業であっても今ご説明したとおり、厳しい状況になりつつあるということになります。また、先生の、教職員の仕事、業務をいかに減らしていくかという問題、そして最終的には全体を踏まえた学習指導要領の変更とか、そういうものを踏まえた上で、私としてはなかなかプールというのは厳しい状況になってくるだろうと思っています。その状況等も踏まえてのことにつきまして、教育課長の方から説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えさせていただきます。

水泳の授業につきましては、近年プールの老朽化、プールの維持管理の面から、水泳の授業における子どもたちの安全管理の面から、そして教師の働き方改革の面から、どの自治体も今後水泳の授業をどのような形で行っていくかという課題が生まれてきております。教師が水泳の授業を行ったり、学校職員がプールの管理をしたりすることに、国はかなり消極的になっている感触がございます。議員の質問に対してお答えが難しいところがありますけれども、一つ例を挙げますと、令和6年7月、文部科学省スポーツ庁から、学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方という通知がございました。昨今、学校プールの管理を担当することとされた教師等が、給水の停止などをしなかったことで、多量の水が無駄に廃棄され、結果として、校長や当該教師が水道料金を賠償するという事案があったことをきっかけに発せられた文書でございます。その文書を見ますと、水泳の指導はもう学校プールではなく、地域の公営、民営プールを活用することとか、水泳指導に関しては民間委託することなどを奨励する内容となっております、学校現場での状況に合わない事例が多く紹介されております。

久山町のプールは、3校とも老朽化している状況があります。近年、新設校以外で老朽

化したプールを新しく建設し直したという学校はほとんどございません。国の動向がこのようにプールの授業に消極的になっている以上、今後久山町で水泳の授業をどうするかについてということに関しましては、令和9年に小学校の新しい学習指導要領が出ますので、その際の水泳学習の内容の記述や他市町の動向を見ながら、慎重に検討していきたいと思っております。つまり、新しい学習指導要領では、水泳が学習内容からなくなる可能性もあるということを我々は考えております。久山町としては、こういった諸般のことをきちっと考えながら、結論を出していかなくてはならないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） どうもありがとうございます。今の内容からは結論までは出ないと思えますけれども、このプールを使った授業は難しい、自前でやっていくのは難しいと。外部委託をする方向も頭の中にあるということだと読み取ってよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） 令和9年の学習指導要領を見まして、どういった方策があるかということは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 先ほど言われました、令和9年にの学習指導要領を見ながらやっていくということですが、恐らく、今の高温化、気温の流れは変わることはないと思います。ということであれば、令和9年を待たずして、現状の外部委託にする場合の試算の分とか、それから施設の確保の問題、移動時間の問題もひっくるめて、早めに検討する時期がそろそろ来ているのではないかと思いますけれども、その辺のところは、町長、どうでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 総体的にいろいろなことを考えなければいけないときが来ているとは思いますが。ただ、じゃあ、実際久山町にその委託先があるのか、そしてなおかつ学校の中の授業カリキュラムを考えたときに、今でも余裕がない状況で、果たして外に行って、町外に移動してできるのかとか、そういう現実的な問題もあると思います。そういうものをひっくるめて、今の状況というのを教育課長の方から説明をさせていただきたいと思いません。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

例えば、古賀市などは小学校8校、中学校3校でプールを外部委託しているということは聞いておりますけれども、こちらは1回50分という時間を2時間分の授業に充てているそうです。結局移動の時間もございますので、授業が極めて短時間になっているということでございます。そういったことで、また古賀市の場合は、古賀市内に2カ所のプールがあるという状況でございます。久山でも一度検討したことがございますけれども、町内にありますプールというのは受入れが難しいということで、それでは町外へバスで移動するかというと、かなり時間もかかるので、授業時数が確保できないというところもありますことから、プールの外部委託も難しいというふうに判断した経緯がございます。ただ、議員のおっしゃるように、今後につきましては、プールの授業についてどうするかということは多角的にいろいろ考えていかなければいけないなと思っているところでございますので、その辺は教育委員会といたしましても対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。今言われましたように、移動の問題とか施設の確保の問題をひっくるめて、今久山町は難しい状況であるということは分かっておりますけれども、ただ先ほど言いましたように、こういう気温上昇の中では、せっかく施設はあるけれども、使いづらい形が増えてくると思います。その中では、何らかの形で移動時間とか、それから施設の分をひっくるめて、やはり検討すべき時期に来ているかと思えます。中体連も令和7年ですかね、水泳とか体操が中体連の全国大会から削除するということが決まっておると思います。今、言われましたように、9年の学習指導要領、この2年間が子どもたちも、決して水泳が競技するためにあるのではないということは重々分かっておりますけれども、この7年から9年、この2年間のブランクがあります。当然に中体連の大会もなくなっていけば、子どものそんな意味でのモチベーションも下がってくるだろうと思えますけれども、早めに、今令和6年ですけれども、中体連の全国大会がなくなる時期、それから前後して、その辺まである程度久山町としてはどういう方向でやっていくべきだということを、僕はもう少し早めに計画をしてほしいなと思えますが、その辺のところを含めて、再度町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際、今教育課長も説明したように、いろいろなことを踏まえた上でやらなきゃいけないと思います。ただ、もし授業がなくなるとなった場合、じゃあ、それによって施設整備をするのかとなれば、当然そこは変わってくると思います。それは、判

断する一つの目安が令和9年ですので、基本的には現状今ある施設を指導要領に合わせてやっていくというのが、今の久山の状況だと思います。ですから、それに対して検討していくというのが、じゃあ、令和9年まで民間委託ができるのかどうかというのは、検証は引き続きやりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。国が学習指導要領でそういう形であれば、その中でしか動けないということも重々分かっておりますけれども、そういうことも踏まえて、国を動かすと言うたら失礼ですけれども、そういう考え方もこれから必要だと思っておりますので、今後ともよろしく検討しとってほしいなと思っております。

では、続きまして3番に移っていきます。

フォレストロード事業完了へ向けての推進状況について。

平成30年、前町長が約束された令和4年に完成する旨のフォレストロード事業が、現西村町長時代にやっとなんか完成の時期を迎えるまでになってきたかと思っております。過去の私の一般質問でも、執行部より、完成年度、それから工事内容とか見積り、供用の在り方、完成後の姿はこういうふうを考えているという形の答弁があったかと思っております。最終年度が迫る中、再度完成に至るまでの実施計画の確認をしたくて、本日質問を述べております。

①から7項目ありますけれども、まず①番、令和7年度完成と答弁されたが、予定に変更はないか、町長にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 変更はありません。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。

では、続きまして②番、令和4年度、5年度、6年度の工事实績の内容についてお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

令和4年度は、北の広場、東久原の明治組合側になりますけれども、その園路の整備を行っております。令和5年度のところは、^{しんづつみいけ}新堤池の堤防部分の園路の整備を行っております。本年度、令和6年度につきましては、大浦駐車場側の園路の整備、ショートカットをするところの工事ですけれども、その工事と、あとサインの設置工事を行う予定になっております。本年度で、フォレストロードの工事そのものは一応終わる形になるかと思

います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 過去の質問の中で、令和4年から一応令和7年度まで、課長の方からは約4,000万円ほどかかるということをお聞きしましたけれども、実際今4年、5年、6年度の工事内容についてはお聞きいたしましたけれども、その金額は大体いかほどかお分かりでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 令和4年度の工事につきましては493万1,300円、令和5年度は714万2,300円の工事を行っております。令和6年度につきましては、約1,000万円の予算がついておりますので、その予算の範囲内で工事を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） では、そうすれば、冒頭に言いましたように、約4,000万円ほど、あといろいろな完成後の修繕費用はまた追加になるかも分かりませんが、基本的には約4,000万円ほど使ってやっていくという形を言われたと思いますけれども、今の金額からいくと、あと約2,000万円弱が残っておろうかと思っておりますけれども、その辺の内容等をお教えてください。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議員の方もおっしゃられましたように、この工事に関しましては長年かかってきておりますので、園路自体が壊れているとか、あと護岸のところの縁石とかも取れたりとかしていますので、そういった分も令和7年度に修繕関係、それとあと間伐ですかね、池の周りの木が茂っているところもありますので、防犯の関係とか景観の関係からも木の伐採等を考えておりますので、全額ではございませんけれども、残りの年度でそういった整備を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 分かりました。若干、当初に上げられた金額より少しトーンダウンしているかなと思います。もともとの計画は、あずまやも今の一つではなくて、あと一つ、二つつく予定でしたけれども、一応それはなくすという話で聞いていますけど、それについては間違いはないですね。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 岬の広場というところの計画がございましたけれども、岬の広場のところに、言われるあずまやを整備する予定でございましたけれども、その整備については今のところ計画を外している状況でございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。そういう方向で、ぜひ令和7年度までに、一番最初に言われましたように、完成の姿を見せてほしいなと思います。

③番に移ります。

そういう中で、令和4年9月の定例会議の答弁で、使用できる場所は、供用できる場所は完成前でも供用していくと答弁をされたと思いますけれども、現状はどの辺を供用と捉えておられるか、お答え願います。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 先ほども申しましたとおり、令和5年度に新堤池^{しんづつみいけ}の堤防部分の整備を行いましたので、フォレストロードを1周できるようになっておりますので、現状としては今フォレストロードを歩いていただいても構わない状況になっているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。一応フォレストロードを使ってもらってもいいということ言われますけれども、過日お話しした中では、あそこは通行止めの鎖がまだついているんですよね。それを見る限りでは、あそこは通ってはいけないと、誰でもそういう判断をすると思うんです。その辺の設置といいますか、案内はどのようなふうこれからやっていけますか。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 議員がおっしゃられているところにつきましては、人は通って構わないんですけれども、車とか、あとバイクとかがその、C&Cからは反対側のところになるかと思うんですけど、そちら側を通っているところがありましたので、そこを車両を通行止めにする形で鎖をつけているところがございますので、そこは完成したときにはロープではなく、車止めみたいな形を設置して、歩行者は普通に歩いて、車は止めるような形の整備は行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今言われたことを踏まえますけれども、あくまでもあそこは歩いて行けるような状態を、いいんですよというやつが何らかの形であそこに表現されてしかるべきじゃないかと思っておりますので、ぜひそういう検討もしてほしいなと思っております。

では、続きまして④番目に行きます。

完成後、その周りの環境、今は温泉のN a y u t aさんも、今のところ土日を見る限りはお客さんも多くなっておろうかと思えます。そういう関連の事業者さんとも連携を何らかの形でやっていきたいという形も答弁の中にあつたかと思えます。現状そういう、あそこが完成した後は、N a y u t aさんをひっくるめてこういう利用といいますか、それから協力してもらえるかどうか、そういうお話をされたかどうか、町長の方にお尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） N a y u t aさんとは、この件にかかわらず、いろいろな情報交換をやっております。実際、具体的な話を今このフォレストロードについてやっているかという、まだそこまでは至っていないのが現状です。私としては、今議員のご質問にもありますが、まず町民の皆さまの健康づくりにいかに活用していくかということをやっているかきやいけないというのを思えます。そして、なおかつN a y u t aとの協働というのは、やはり観光事業としての捉え方だと思いますので、そういうことについてはイベント等も今後一緒に連携しながらやっていくというのが大事ななというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 今町長が言われましたように、観光事業とフォレストロードがあるべき姿とは若干違うと思えますけれども、そういうところは区分けしながら今後ともやってほしいと思えます。

続きまして、⑤番に行きます。

これも同じような質問ですけれども、私が質問をしたときに町長が、町民みんなが訪れたいとか歩いてみたいとか、鳥の声や自然を感じたいということをおっしゃられたと思います。そういうことの具体的対策は、広報活動において発信をするという形ではよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まずは、サインも含めて、ある程度整備が終わるといのは大事なところだと思いますが、そういうことで町民の皆さんには、LINEとか広報紙を使いながら周知をしていくということは大事だと思いますが、ただ開設しましたということで皆さんが、町民の方が訪れるということはないと思いますから、そこは、今すごくレスポアールを中心にHisayama no jikanとか、ああいうものも、結局は地域の方々と一緒に情報を発信していくことによって広がりがあったり、歩きたいと思われる方に対していい情報があったりとかしますから、そういう媒体について、活用の仕方一つ視野だと思っています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） 町長が言われますように、発信の仕方は、先ほど言いましたように、やり方であろうかと思えます。ぜひそういう方向で進めてほしいなと思っております。

その次の⑥番と⑦番については、一括でお話ししてもらって結構です。

⑥番目、あずまや周辺の修復とか、それから遊歩道途中の休憩場所の設置の計画および⑦番の利用者の利便性向上のため、トイレ設置等の計画は、完成後ないしはその後の予算の中にも考慮されているものなのかどうかもお伺いしておきます。これは、実際今、特に私が住んでいる東久原の住民の方が、おかげであそこが回れるようになりましたので、回りやすくなったということで、子どもも自転車であそこまで行く子も増えました。ということですけども、年配者の方が散歩するときに、先ほど言った二つのあずまやがなくなって、途中くたびれて仕方ないと。だから、あそこにベンチか、丸木なんかを置いてもらって、座っていただくと。そういう休憩場所の設置、それから一部、そこに⑦番で書いていますけれども、実際あそこで散歩中にトイレを催したときには、どこを利用して、どういう形で案内をしてあげるのか。そういうことも踏まえて、今現状時点での考えを都市整備課長にお聞きいたします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

まず、あずまや周辺の修復および遊歩道途中の休憩施設の計画の質問に対してですけども、有害鳥獣の被害であずまやの周辺の北の広場とか、またのり面等が今傷んでいるところなんですけれども、それにつきましては令和7年度に修復をしたいというふうに考えております。

それと、遊歩道途中の休憩所につきましては、木陰となるような箇所に適宜ベンチは設置したいというふうに考えております。

トイレにつきましてですが、トイレの設置につきましては、現在計画はありません。フォレストロード利用者のトイレ利用については、隣接する施設であるヘルスC&CセンターやN a y u t a等の施設を利用していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 末松議員。

○5番（末松 裕君） ありがとうございます。そういう方向で、ぜひ完成並びに完成後もそういう感じでやってほしいなと思っております。

あともう一つは、せっかくああいう形ができて、自然環境を皆さんと満喫していきたいと、これはあくまでも東久原とか、そのかいわいの人しか現状認知されていないのが実情だと思います。もう少し、何らかの形で完成並びに完成後については町民の方に啓蒙活動を、告知をしてほしいなと思ってますので、そういうことも考えて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

ここで休憩に入ります。再開は14時40分、14時40分に再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時23分

再開 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番阿部恒久議員、発言を許可します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、6番阿部恒久です。よろしく申し上げます。

私は、三つ質問させていただきますが、一つ目、防災訓練について。

二つ目、防災対策について。

そして最後に、食品ロスについての以上の3点を質問させていただきます。

最初の質問です。

防災訓練についてですけれども、令和6年6月2日、全町を対象とした初の防災訓練が実施されました。町民や職員のアンケートの結果を基に、今後の課題も見つかったのではないかと思います。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

①今回の防災訓練のよかった点と課題とすべき点はどのようなことかということで質問します。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今回、6月2日に実施した防災訓練については、まずいろいろな問題点等はあると思いますが、私は全体的にやってよかったなと思います。それはなぜかというと、町単独で全町一斉に行うということは、今までの歴史でもありません。それは、周辺自治体でもなかなかやっていないということで、町民の皆さんに対しての防災意識ということを考えてもらうためには、いい機会だったと思っています。そして、当日は住民約400人の皆さん、そして職員100名、500名が参加したということになりますので、これに対して実際にいろいろなところでやった状況で、こういうところは改善しなければいけないとか、そういうことが分かった時点でも、かなり今後につながる訓練だったんじゃないかなと思います。

詳細につきましては、総務課長の方から回答をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） それでは、まずよかった点からでございます。

今回、本町で初めて実施した全町を対象にした防災訓練を通しまして、町民の防災意識を調査することがまずできました。中には、行政に対する^{しんらつ}辛辣な意見もございましたが、本アンケートの結果が示している最も重要な点は、町民の方の多くが危機意識を持っており、防災訓練は必要だと感じてあるところが分かったということが、大きなよかった点でございます。この危機意識の高まりや防災訓練への関心が、町民の皆さんの自助、共助、こちらの行動につながることで、防災意識の啓発や各地域での軽易な防災訓練などの実施に対しまして、住民と行政とが共に考える機会が持てたと考えております。また、役場職員におきましても、災害対策本部の設置、開設から避難所開設、運営に至る一連の行動を実施し、災害対策本部での調整と意思決定、無線機での情報伝達、避難所での避難者対応などの業務を実際に体験し、発災初期における初動対応能力を向上させることができたのではないかと考えております。

以上が大きく2点、よかった点だと考えております。

課題としましては、これもまた2点ほどあげさせていただきますけれども、まずは訓練の周知方法、これは行政の反省点ではございますけれども、訓練の周知方法についてです。約1カ月前からLINEやSNS、ホームページ、防災ラジオ、回覧板など、各種手段を用いて広報を行ってまいりましたが、地域への周知が足りず、皆さんに訓練実施が浸透していないのではないかとのご意見をいただいております。参加していただいた方の年代も、40代以降の方が中心で、10代から30代の参加が少なかったということがアンケートから分かっております。こういった年代に対してのアプローチの仕方を検討する必要があるということを感じております。

2点目でございますが、行政区、年齢層での訓練に対する温度差があるということが分かってきました。今回の防災訓練では、60歳以上の高齢の方に多数参加していただきましたが、その一方で10代以下、20代、30代と若年層の方の参加が極めて少ない状況でございます。また、行政区間においても、土砂災害警戒区域を有するところとそうでないところでは参加人数に大きな差が、2倍から4倍ほどの差が出ていたようでございます。今後、災害想定や訓練内容の絞り込み、こちらはより多くの人に参加いただくよう検討する必要があると感じております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） よかった点、悪かった点、たくさんあるかと思います。そんな中で、先ほど参加人数が町民の皆さんが400人ということでありましたけれども、この参加人数についての評価はどのようにお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 参加人数についてでございますが、まず第1回目ということでございますので、想定数は、うちの方でもともと想定ができていなかった状況の中で400名の参加は、大変ありがたいことだと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、もう一点、課題といいますか、問題のところ、一部の地区で受付のところで行列ができたというような話を聞いています。その辺についての事前の準備だとか、そこでの、現場での対応、そういったことについて何か話があったでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらは、受付のところで大混雑したというところが、やはり参加が多かったところ、100名を超える住民の方が一気に避難所に来られた行政区でございます。ここの部分で、受付担当者が少なかったということ、まずそこまでの想定をうちの方がしていなかったというのが、大きな誤算でございます。そして、一人一人にその場で自書させていただいたんですけれども、そこで待つ時間ももったいなかったと。もう少し、カードを配ったり、個別の記名票を作成したりという方法があったのではないかとということで、後日担当部署との協議をしております。この部分につきましては、今後の避難所運営に生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

来年度は、この防災訓練を実施するのか。もし実施するとすれば、どのようなことに重点を置くのかということを質問します。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 本年度は、まず全体でやることに意義がある、まずはやってみようということで、今後防災訓練を実施する足がかりを付けたようなものでございます。アンケートの中にも、防災訓練の必要性を認識し、今後も定期的に続けてほしいなどのご意見が挙がっておりました。今回の訓練では、条件付与を基にそれぞれがどのような行動をするのか、自分で考え行っていく手法を取りました。今後につきましては、全町的な訓練の中でも、災害犠牲者の7割が高齢者であることから、訓練の重点は高齢者の安全、円滑な避難の実施とすることを念頭に、今回の防災訓練で猪野区、下山田区において消防団と行政区での連携による要配慮者の避難支援など、具体的な災害時の連携要領を確認できたように、他の行政区におきましても実践できるよう進めていきたいと考えております。また、課題でもあった若い世代への普及啓発も含め、詳細については、今後防災担当官とも協議を交えながら、今後の防災訓練の在り方について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 来年は実施される予定でしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 最初にも申しましたとおり、今回まずはやってみようということで、今後継続していく足がかりと考えておりますので、今後とも防災訓練につきましては全町、あるいは部分的な行政区、こちらもそれぞれの防災訓練の在り方を考えながらやっていきたいと思っております。毎年これを続けていくのか、それぞれ行政区ごとに重点的にやっていくのか、これは行政区、それと防災官を交えて、今後協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 初めての実施だったと思うんですけども、それを受けていろいろな反省点が見えたというところですから、これは今、来年は実施すると明言されませんでしたけれども、ぜひ、ここ2、3年は連続してやってみて、今回は条件を付けずにとかいう

ことがあったと思うんですね。それで、自分で考えて行動してくださいとかいうことがあって、あまり指示をされませんでしたけれども、例えば指示をしたら、今度はその結果どうだったとか、あとは今回避難所に行くことを前提とした対応だったと思うんですけども、例えば、よく自主避難所とか、それぞれでわざわざ避難所まで行けないというようなところで、そういった集まりができた場合の想定だとか、いろいろな想定があるかと思うんですね。だから、せっかく手がかりをされたわけですから、それを絶やすことなく、しばらく積み重ねて、経験を積むというのは大切だと思うんですけども、そういった意味で来年やるというのは、いつ頃検討するとか、どのような形でやるのか、再度教えていただけませんか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今議員がおっしゃったとおり、総務課長の回答も、今回初めてやってみました。それで、毎年同じようなことをやっていくというのでは、住民の皆さんの意識が高まらないというのがありますから、ケース・バイ・ケースを考えていくというのが、今回の反省を踏まえた上で、今から議論をしていこうというのが総務課長の回答だとご理解いただきたいと思います。毎年、何らかの形で防災訓練というのは続けていくべきだと私は思っていますので、ただ形骸化しないためにどうしたらいいか、本当に町民の皆さんの安心・安全を守るためには、どの訓練をやるべきかということ、今回の反省を踏まえて、今から検証をしていくという段階だにご理解いただいたらいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ぜひ、せっかく始めた訓練ですから、無駄にならないように、十分経験を積んでいけるような対応をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして次の防災対策について質問をします。

令和6年8月8日、宮崎県で最大震度6弱を観測する地震が発生しました。これを受けて、気象庁は南海トラフ地震臨時情報を発表し、新たな大規模地震が発生する可能性が、平時と比べ数倍高まっているとして注意を呼びかけました。先日も、台風10号で被害がたくさんあったかと思います。大規模災害については、想定外というものをいかに少なくするかというのは重要であると思います。

そこで、以下の質問について確認をさせていただきたいと思っています。

まず①番、これは午前中の本田議員の質問にもあったんですけども、ハザードマップを見ると、草場地区の浄水場のある場所は土砂災害特別警戒区域になっているが、土砂災害について対策は行っているのかということで、先ほどの午前中の回答で、山に土砂どめ

を造ったというような回答があったかと思うんですけども、それ以外に対策というのはあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それでは、上下水道課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 令和2年に、福岡県の農林事務所の方が3基目となる土留め構造物を造っておりますので、久山町として特に何か構造物を設置するとか、そういったことは現在検討はしておりません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今、水道課長が答えたのに対して、その中で実際に土砂がどのように浄水場に入ってきたとしても、被害がこの辺まで及び、そして供給に対して支障がないかという検証はできています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） じゃあ、確認ですけども、その土留めの高さというのはどれぐらいあるんですか。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 福岡県の方で工事を発注しておりますので、具体的な規模というものは、把握はしておりませんが、現地を見ましたところ、ある程度の高さはあるんじゃないかなと思うんですが、私たちの方で発注しておりませんので、規模の方を現在把握はしてございません。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 新しく課長になられたんでしょうけれども、課長がその現場を知らないというのは問題じゃないかと思うんですけども、ある程度の高さというのは、要するに私がここで質問しているのは、想定外をいかに少なくするかということで質問させていただいています。それで、その土留めがあるからといって、それが全部土砂が止まるかどうかというのは、想定外のことが起きるかもしれないということでの前提で質問させていただいているんですけども、その中で高さが分からないとなると質問もできないんですが、土砂災害が起こった場合、土石流とか激しいやつは、その土留めを越えて、波を打って流れてくるわけですよね。そういったことの危険性について対策はあるのかというのを

確認したいわけなんですけれども、一つは、私は浄水場のところを、外からですけれども、外観を見に行っただけなんですけれども、^{かんそく}緩速ろ過池がありますよね。3番、4番があって、今度は5番を増設していると思うんですけれども、そのろ過池から、そこを設置している裏山のところに、山を削った斜面があるかと思うんですね。そこに、コンクリートで土砂を止めてありますけれども、その上はたしかフェンスがあると思うんですね。それで、すぐ木があるわけなんですけれども、その土留めというのは、そのもっと裏の山の谷の辺のことを言っているんじゃないかと思うんですが、ろ過池があるところから斜面まで10mあるかないかだと、外観ですけれども。そうしたときに、裏山の止めている斜面のコンクリートが、もしですよ、分かりませんが、土砂が、そこが壊れたという場合は、すぐにそのろ過池に土砂が入るんじゃないかなと思ったんですね。だから、せめてそこに周辺のところで1mか2m、分かりませんが、そこに外壁を造って、そこに入っても土砂がすぐには流れ込まないような対策は必要じゃないかなと直感で思ったんですけど、そういったことは考えられないでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 上下水道課、平尾課長。

○上下水道課長（平尾 勇君） 議員のおっしゃるとおり、そこは今後浄水場を今以上に守るために、検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 本田議員からも質問があったように、そこは代替が利かない施設で、重要な水源になっているわけですから、起こらないかもしれないけど、いろいろな予測をするという意味では、それは有効な手だてじゃないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

それでは、②番に、次ですけれども、大規模災害で浄水場が使えない、あるいは水道管が破損して断水した場合は、井戸が有効であります。井戸水は、飲料水として使用できなくても、洗濯やトイレ等の生活用水としては役に立ちます。災害時に井戸水を提供していただける人を事前に登録しておく災害時協力井戸制度というものがあるようですけれども、本町でもこの制度を準備しておく必要があるのではないかなと思って質問しますが、いかがですか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 東日本大震災以降、多くの自治体が災害時協力井戸制度を導入する事例が増えているようでございます。本町におきましては、現在久原、山田両小学校、それから久山中学校のプールが井戸水ということでございます。洗濯、トイレなどの生活

用水として、災害発生の際には、まずこの公有の水源を活用し対応できるのではないかと考えております。現在、子どもたちがプールを使用する前に、毎年水質検査を実施しており、実際に活用できるかを判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） プールは井戸水ということで、たくさんあるというのは分かりますけれども、3カ所しかないわけですから、実際の生活をする上では非常に遠いですよね。よって、地域というか、近所にある井戸が分かれば、それを貸してもらいたいというのは有効じゃないかと思うんですけれども、過去に久山町にどれぐらい井戸があるか、調査をしたことはあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 防災関係の方では調査はしたことがございませんが、上下水道課の方で、下水道の布設の際にそのような調査を以前行っていた数字はいただいております。この分につきましては、上水の未加入世帯、こちらが井戸ではなかるうかと。当然、生活する上で水道は必要でございますので、未加入世帯が井戸ではなかるうかということで、まず44世帯あるということで伺っております。こちらが井戸の戸数ではなかるうかということで、実際の調査はまだ行っておりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 井戸は、結構皆さんの家庭にあるんじゃないかと思うんですね。私の実家もあるし、議長のところもあるかと思うんですね。非常に有効だと思うんですけれども、小学校までわざわざ汲みに行かなきゃいけないとか、そういったことになるかと思うんですけれども、この町民の協力していただける人を把握するという作業については、やることに何か支障はあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 災害時の生活用水の確保の重要性は、十分に認識しているところでございます。また、先ほど言いました44世帯につきましても、猪野地区と上久原、中久原、こちらは山つきの方になるんですけれども、こちらの方に井戸を現有しているような状況でございます。あとの集落につきましては、さほどの数は確認できておりません。しかしながら、こちらの方をすでに生活用水として使っているのであれば、水質等の管理はきちりしてあると思いますので、今後そういう必要性、当然必要にはなってくると思いますので、災害時の生活用水の確保という観点から、調査は進めていきたいと考えており

ます。また、事前の水質検査等が必要になってくると思いますし、災害時の水質が万全とも限りませんので、制度設計その他の重要なチェック事項、それから利用条件、ガイドラインの設定など、多々ありますので、その辺も併せて今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 水質のことまで私は言っていないくて、生活用水としてトイレと洗濯には有効だということを申し上げたんですね。だから、もっと基準は緩いと思うんですね。水があることによってトイレが流せるとか、飲み水は確かに品質だとか、いろいろあるものですから、これはもしそういう災害があったら、自衛隊とか、いろいろな給水車が来て対応されるんじゃないかと思うんですけれども、能登半島の地震では、こういう井戸が非常に有効だったというようなニュースを聞いたものですから、本町でも採用したらどうかと思ったんですけれども、そういった意味では、生活用水として考えた場合、どうでしょうか。いかがですか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 当然、議員のおっしゃっているお話もよく分かります。それで、都市圏で実際この制度を導入しているところは今のところなくて、全く検討もしていないという自治体もあります。私どももそういう調査はいろいろやって、議論はしているんですが、じゃあ、なぜその制度を都市圏は導入しないのかとなったときに、今言うように、災害時にどうしても必要な水というのはそういうふうに出てくるんですけど、その水のその後の管理というか、それをどう使われるかというリスクはすごく高いんだと思います。そして、そのときの災害時の水質が本当に、生活に及ぼすリスクがないのかどうかとか、そういうものもあって、なかなか制度の導入というのは少し検討しているところがあるのかなど。もう一点、都市圏となると、逆に防災協定とか、いろいろなところでそれを補っていかうというほうに力を入れているというのが今あるのかなとは理解していますので、それを決して導入について否定しているわけじゃなく、そういうリスクも視野に入れながら考えることが必要じゃないかというふうに理解していただければいいかなと思います。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） いろいろな方面から検討していただければと思います。

それでは、次の質問、③番目ですけれども、地下道ですね。下山田と久山地下道がありますけれども、すみません、地下歩道ですね。下山田と久山。それから、地下道は深井と五反田と、4カ所あるかと思うんですけれども、ここの冠水危険はどのように判断するの

か、また通行止めなどの処置は、誰がどのような方法で行うのかということをお尋ねします。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） お答えします。

町内の地下歩道、久原、下山田、深井、地下道、五反田の冠水についてですが、地下道に一定の雨水がたまった場合、自動的にポンプが作動し、排水する仕組みになっております。地下道に想定以上の雨水が流入したり、停電や何らかの事情でポンプが作動しなかった場合は、地下道が冠水する恐れはあるかと思えます。それで、そういった状況になったときは、地下道の状況を確認することについてなんですけれども、防災対策本部が設置され、情報収集班の職員が町内の巡回点検をする中で、地下歩道、地下道の状況を確認し、災害対策本部に報告を行うようになっております。地下道が冠水している場合は、対策本部の指示により職員が通行止め等の対策を講じます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 過去にそういった事例はないかと思うんですけれども、そういった冠水をするようなときは、大雨だったり、いろいろな、そこまでたどり着けるかどうかというのも分からないような状況かと思うんですけれども、やっぱりそれは職員の方が行くしかなないというようなことですかね。

○議長（只松秀喜君） 都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長（大嶋昌広君） 過去においてですが、近年では深井の地下通路、地下歩道が想定範囲を超えた部分とポンプの故障で、浸水、冠水したことがございました。その際は、職員が出向いて、通行止め、三角コーンを置いてバーを置いたりという形で、そこは入ったら危ないということで、入り口のところで止めているという状況はあります。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、次の質問に行きます。

これも仮の話ですけれども、大規模火災とか災害によって、仮設住宅を建設するようになった場合、どこに建てるのかは決まっているんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 久山町地域防災計画に、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を設定すると規定に基づきまして、町有地のうち、住宅建設が可能な土地の適格性を調査しましたと

ころ、役場下駐車場、それとレスポアール駐車場を候補地として設定をしております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ありがとうございます。そうすると、山田地区にはないという理解でよろしいですか、候補地としては。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 現在、こちらの今言った2カ所につきましては、県の方に報告している箇所でございます、山田地区においては、今のところ候補地はあげておりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） それでは、次の質問です。

能登半島地震の被災地で、設置された仮設トイレの8割超が和式便器だったという新聞報道がありました。足腰の弱い高齢者や子どもは和式を使えないということで、支援が十分に生かされていないという内容だったわけです。

そこで、レンタル業者との連携や情報収集は非常に重要だと思うんですけども、そういった対策はできていますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 災害時にトイレを備える場合につきましては、災害発生後の期間によって、その種類等、最適なものが異なってくると思います。発生直後から3日間におきましては携帯トイレや簡易トイレでしのぐことができますが、1週間、2週間と避難生活が続くにつれて、仮設トイレや車載トイレ、自己処理型のトイレが必要になってくるのではないかと考えております。現在、トイレにつきましては、備蓄用簡易トイレの用意がありまして、段ボールに袋をかぶせるようなタイプで、洋式トイレと同じような使用方法となっております。

発災後3日以降、また避難生活が長期化する場合におきましては、仮設トイレの導入が必要となってくるであろうと思いますが、本町が被災した場合、周辺自治体も被災がひどいと思っております。なおかつ本町におきまして、こういうトイレに関するレンタル業者はございませんので、周辺の自治体に存するレンタル業者との提携になろうかと思っておりますけれども、そこも被災地ということで、そこからの入手は困難ではなかろうかと考えております。防災官とも打ち合わせをしたんですけども、仮設トイレにおきましては、現状プッシュ型の支援に頼らざるを得ないのではなかろうかという結論に至っております。

でございますが、やはりできる限り、こういうレンタル業者との支援、提携を模索してまいらなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 確かに周辺の市町村も同じような状況になると、そういった取り合いになったり、品物が間に合わないとか、いろいろあると思いますので、ぜひそれは想定外にならないように、いろいろな手だてを、大変でしょうけど考えていただいて、いざというときに町民のためになるようにお願いします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

食品ロスについてなんですけれども、令和6年1月、能登半島地震で被災した能登町に、本町の防災備品で賞味期限の迫ったアルファ米やレトルトパウチなどを支援物資として活用しました。今回は、災害支援としてタイミングよく活用できたと思いますけれども、防災備品の運用マニュアルに、賞味期限の半年ぐらい前にどこかに寄附する等の規定はあるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 総務課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） こちらにつきましては、特段規定は設けておりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そうすると、これは食品ロスという観点から質問しているんですけれども、規定がないのであれば、そのままいくと期限まで置いていて、それを破棄して新しいのを買うというような対応になっているということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 非常食におきましては、計画的にローリングストックを行っているということは、以前の一般質問の中でもお答えしたところでございます。その中でも、スキムミルク、こちらは赤ちゃん用のミルクでございますが、こちらは調達時に事前に町立保育園等に確認した上で、必要ということであれば、賞味期限の切れる1カ月ほど前にお渡ししているような状況でございます。その他の非常食につきましては、災害時、実際に災害が発生したとき、対策本部を設置したりした際、職員の食事等に提供しており、期限間近になったものを提供しているような状況でございます。現在までのところ、この規定を設けていないということで、今までは廃棄処分をしておりました。しかしながら、食

品ロスの考え方からすると、これはもったいないということで、今後は公募じゃないですけども、必要などころに必要な時期に送れるよう、何かしらの工夫が必要だと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） そういう考えであれば、マニュアル等にきっちり書いて、担当が変わってもそれに基づいてできるようなことが必要ではないですか。どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） この点につきましては、今までやってきたことが、もったいない、無駄なことが多いということで、ある程度の規定を定めて今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） ぜひ有効に、同じお金を出すなら、それがまた有効に使われることを願いますので、ぜひそういう整備をして、皆さんに喜んでもらえるようなお金の使い方をお願いしたいと思います。

それでは、次の問題ですが、久原、山田小学校の学校給食の食品ロス、食べ残しや調理残渣の現状はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 教育課長の方から回答させていただきます。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えさせていただきます。

久山町では、山田、久原両小学校、基本食べ残し、つまり残菜はほとんどありません。とても少ない状況で、それは給食がおいしいからだと思っております。3年ほど前から、給食指導は時間を決めて行っておりますので、時間内にどうしても食べ切れない子どもたちが残す分や、急な休みが多かったりした分、そういったものが残菜となっている状況でございます。

両小学校の年間の残菜は、1人当たり1.25kgでございました。全国平均が7.1kgという数字が出ておりますので、久山の子どもたちの残菜はとても少ないと言えます。調理残渣、調理する段階で出る野菜くず等なんですけれども、両小学校の年間の1人当たりの平均は3.1kgです。これも全国的に見ますと、1人当たり年間5.6kgという数字が出ておりますので、久山の子どもたちの給食についての調理残渣は少ないというふうに言えると思

ます。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 大変素晴らしい実態だということでお聞きしていますけれども、食べ残しの原因として考えられるのが、給食の量が多い、それから給食の時間が短い、それから給食に嫌いな食べ物がある、この三つが主な原因だというふうに調べました。確かに、子どもの小学校の低学年であれば、体格差や個人の体調とか、いろいろあって、一律的な配膳というのが難しいような状況もあるかと思うんですね。この辺の給食の量とか、あとは嫌いなものがあつた場合の対応とかいうのは、どのような工夫をされているんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） これは、③番の質問と一緒にでしょうか。

（6番阿部恒久君「すみません。③番でお願いします」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） ③番でいいですか。

（6番阿部恒久君「はい」と呼ぶ）

教育課江上課長。

○教育課長（江上智恵君） お答えいたします。

残菜、給食の食べ残しを減らす取り組みといたしましては、通常の量を食べることができない児童、どうしても食べられない食材がある児童については、つぎ分けるときに少なめにつぎ分けたり、食べられる量、食べられるものを自分で決めさせたりしているそうです。最初につぎ分けられた給食の量では足りない子どもたちも学級にはたくさんいますので、つぎ分けが終わった時点で、残った給食はお代わりをする子どもたちの方に配って、ほぼなくなるというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） いろいろな工夫の中で、給食にはそれともう一個、完食指導というのがあるようにデータがありました。要は、食べ残しを残さないで全部食べなさいという指導なんですけれども、今の話では、量を調整したり、嫌いなものを寄せ分けたりとか、そういうことがあるんですけども、それはクラスの全員の理解がある、この子はしょうがないねとか、何かそういった、それをすることによっていじめが発生するとか、何かそういったことの話はないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 教育課、江上課長。

○教育課長（江上智恵君） そういったことでのいじめとか、そういったものがあつたというお話は、今まで聞いたことがございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 給食は、うまくいっているというような状況だと思うんですね。それが大変よく分かりました。それで、給食は食中毒やアレルギーの問題、それから先ほどの食べ残しの問題とか、運用面では当然にクリアされなければならないということはたくさんあるかと思うんですね。そういう現場の苦勞をたくさんされておられると思うんですけども、そんな中で、残菜、食べ残しも少なく、みんながおいしく食べているという状況であれば問題がないと思うので、ぜひ今後とも給食の運営に力を注いでいただければと思います。

それでは、最後の質問ですけれども、町としてフードドライブを立ち上げる考えはあるかということなんですけれども、フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク等を通じて広く社会福祉団体や施設などに提供する活動のことなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） それでは、お答えさせていただきます。

ご質問いただきましたフードドライブでございますけれども、議員の方からもご説明いただきましたとおり、家庭で余っている食品を有効に活用し、福祉団体でありますとか施設等に提供することで、地域全体で食品ロスを減らし、社会的貢献を行う意義深い活動だというふうに認識しております。現在、本町におきましてはフードドライブは実施しておりませんが、久山町社会福祉協議会におきましてドネーションバンク事業が展開されております。この事業につきましては、地域住民でございますとか企業からの寄附を基に支援活動を行いまして、地域の福祉活動を支える重要な役割を果たしております。食品ロス削減にもつながる可能性を持っているというふうに認識しています。町としましては、この社会福祉協議会さんがやっただいておりますドネーションバンク事業の状況を見据えながら、今後の展開を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 社会福祉協議会でやっているドネーションバンクですね。これについては、食品のみならず、日用品ですね。例えば、未使用のティッシュだとかトイレットペーパーとか、そういったものも含めて、それから寄附金だとか、そういうのもひっくるめ

て、これは困った方に、特定の人に差し上げるようなシステムだと思うんですね。それで、広く全体として福祉施設だとか、そういったことにもつながっているかもしれませんが、社会福祉協議会でやっているだけではなくて、町の、例えば玄関のところにそういったコーナーがあれば、それとかC&Cだとかレスポアールとか、そういったところがあれば、これはもっと町全体に普及するんじゃないかと思って質問するんですけども、その辺の検討の余地というのはかなり高いといえますか、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） お答えさせていただきます。

ご質問いただきましたフードドライブですけれども、議員さんのご指摘のとおり、現在社会福祉協議会で行っている事業と重複する部分もございます。しかしながら、違う部分等もございます。ただ、現状としましては、社会福祉協議会さんのやっただけの事業の方が幅が広い、食品等も含めて幅広く実施していただいているというふうに認識しています。それで、フードドライブにつきましては、家庭で余った食品を寄附する活動でございます。そういう活動でございますけれども、回収できる食品の条件というものが決まっております。その条件としましては、例えば未開封であることとありますとか、賞味期限が1か月以上残っていること、また常温保存が可能であること、破損等をして中身が漏れていないことなどがあげられております。一方で、野菜や果物、あと肉、魚介類などの生鮮食品等につきましては、回収対象外というふうになっております。ですから、家庭から出る、家庭から頂くものでございますけれども、この条件に基づきますと、なかなか提供される食品というのはかなり限定的なものになると考えられます。また、フードドライブを実施する際につきましては、先ほど例えで施設等をあげていただきましたけれども、その収集する場所とありますとか人材、また提供を受けた場合に、その先の提供先の施設とありますとか団体さんとの連携、そういったところも必要となってまいります。近隣の市町村の状況等を聞かしても、現状のところ、フードバンク等を窓口にという形で、そちらの方に引き継いでやるケース等も見られております。そういった意味でも、現在社会福祉協議会の方で、イコールではないんですけれども、ある程度重複した内容を実施していただいておりますので、その状況等を見た上で、ご指摘のとおり、町の方でもやるべきものがございましたら、その分は検討して実施に向けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 以上で終わります。

○議長（只松秀喜君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

延会 午後3時27分